

務省ナドデモ發置ナドハ工業ト思テ居ル、其レカラ炭チ堀ルノモ
堀リ出スノハ農業ト見テ居ル、其レチ「コツクス」ニスルノハ工
業ト見テ居ル

(松岡) 炭チ堀ルノハ農業デハアルマイ

(栗塚) 山鹽チ堀ルノハ工業デ御座イマシヨウ

(委員長) 農ト工ノ區別ハ六ヶ敷クナツテ來ル

(栗塚) 工業ニ付テハ職工ト云フ字ガ使ヘマスガ農業ニ付テハ職
工ト云フ字ハ使ヘマセンカラ職人トシテアリマス

(南部) ソレナラ職工トスルガ宜シイ

(横村) 兩方併セテ云フトキハ職人ト云フ、區別シタトキハ職工
ト云テモ宜シイ

(栗塚) 千百六十條ハ職工トシタラドウデ御座イマシヨウ、ソウ
シテニツチ併セタトキハ職人ト云フ

(村田) 三則ノ表題ハ

(栗塚) ニツ併セタトキハ職人トシテハドウデシヨウ

(村田) ソレハ爾ル

(栗塚) 其レデハ「農業ノ職人及ヒ工業ノ職工」ト致シマス

(委員長) 其レガ宜シイ

(清岡) 發置所ノ職工ト云フノハ可笑シイ

(栗塚) 其所デ働ク人チ云フノデ御座イマスカラ宜シイノデハ御
座イマセンカ、其レカラ五十一條ノ第三チ「農業ノ職人及ヒ工業
ノ職工」ト致シマス、ソレカラ今讀シテ居ル所ハ「工業ノ職工」
トナリマス

本條第九項「亦」ノ字チ削リ第八項第九項「工業ノ職工」ハ
原案ニ決シ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千百七十一條朗讀ス

民権十五ノ九七

第三節 不動産ニ係ル特別ノ先取特權

第一款 不動産ニ係ル特別ノ先取特權ノ原由及ヒ目的物

第一千七百七十一條 左ノ債權ニ付テハ下ニ定メタル條件ニ從ヒ不動産ニ係ル先取特權アルモノトス

第一 賣買交換又ハ其他ノ有價所爲若クハ負擔ヲ帶ル無價所爲ニ關ルモ不動産ヲ移付シタルモノハ其移付シタル不動産ニ付テ先取特權ヲ有ス

第二 共同派分者ハ派分中ニ包含シタル不動産ニ付テ先取特權ヲ有ス

第三 工匠、土木師及ヒ工事請負人ハ自己ノ工事ニ因リテ不動産ニ生スル増價ニ付テ先取特權ヲ有ス(第二千百三條)

第四 先取特權ヲ發生セシムル所爲ノ當時ニ於テ全部又ハ一分ニテ移付者、共同派分者、工事請負人ニ支拂ヒタル金額ノ貸

主ハ右同一ノ不動産ニ付テ先取特權ヲ有ス(第二千百三條第二號及ヒ第三號)

第五 死亡者ノ資産ト相続人ノ資産トノ離分ヲ請求スル相続ノ債權者及ヒ受贈者相續ノ不動産ニ付テ先取特權ヲ有ス(第八百七十八條乃至第八百八十條、第二千百十一條)

修正案 第一項並第一號ヲ左ノ如ク改ム

第一項

下ニ定メタル條件ニ從ヒ不動産ニ係ル先取特權ヲ有スル債權者左ノ如シ

第一號

第一 賣買交換其他有價ノ行爲ニ因リ又無價名義ニモセヨ負擔ヲ帶ル行爲ニ因リ不動産ヲ讓渡シタル者ハ其讓渡シタル不動産ニ付テ先取特權ヲ有ス

第三號

土木師ヲ「技師」ト改メ「自己ノ」ノ三字ヲ刪ル

第四號

發ノ一字ヲ刪リ「所爲」チ「行爲」ト改メ「全部又ハ一分ニテ」ノ八字ヲ刪リ「移付者」チ「譲渡人」ト改ム

(果報) 「下ニ定メタル條件ニ從ヒ不動産ニ係ル先取特權ヲ有スル債權者左ノ如シ」ト致シマス

(元尾崎) 「セヨ」ト云フノハ可笑シイ

(果報) 「ト雖モ」デモ宜シイ

(村田) 「名義タリトモ」カ

(果報) 「名義ナルモ」カ

(横村) 「セヨ」ガ宜シイ

(委員長) 負擔ヲ帶ル行爲ニ因リト云フト譲渡シタ財産ガ負擔ヲ

帶ビテ居ルノカ

(果報) 唯地面ヲヤルケレトモ其代リニドウトカシテ呉レト云フ事モ入りマス

(委員長) 租稅ヲ拂ハナケレバナラヌトカ或ハ其土地ヲ持テ居ル以上ハ疏水費ヲ出サナケレバナラヌトカ土地ヘ付イテ居ル、其レヲ賣ツタトキハ其レヲ拂ハナケレバ前ニヤツタ人ガ先取特權ガアルト云ヘバ宜シイガ、無償名義ヲ負擔ヲ帶ルト云フ事ハアリソウモナイ話シダ

(委員長) 「無償名義ニモセヨ」ト「ボアソナード」ノ筆ノ走り過ギデハナイカ

(果報) 一方ニ義務ガ無ケレバ先取特權ガアリマセンカラ唯人ニヤツタノモ義務ガアレバ義務ニ付テ先取特權ヲ有スル

(委員長) 唯ヤツテモ其代リニ條件ガ付イテ居ル、條件付ノ贈與

ハ總テ無償ト云ヘルカ云ヘヌカ

(果報) 其レハ立派ニ云ヘマス、有償無償ト云フノハ償ヲ拂ツテト云フ事デス代償ハナイ

(委員長) 代償ハナイガ、其レヲ賣フ故ニ義務ガ生ズル

(南部) 贈與ト云フノハ無償名義ニ違ヒナイ、併シ負擔ハ付ケラレヌカト云フニ付ケラレル

(委員長) 代償ヲ拂ハヌ支ケノ話シテ償ヒチシナケレバナラヌカラ

(南部) 有償ト無償ノ規則ガ違ヒマスカラ、ソウスルト手續ガ崩レテ仕舞ヒマス負擔ガアツテモ無クテモ元トガ無償デス

(果報) 成立チハ母ガヤルガ舉行ト云フ事チシナケレバナラヌ、其舉行ト云フ事チシナケレバナラヌト云フノガ有償ダト仰シヤルノデスカ

(委員長) ソウサ

(果報) 代償ヲ取ラズニ又代償ヲ取ラセルニモセヨ負擔ヲ帶ル行爲ニ因リデス

(果報) 所業ト云フノハ直ルデ御座イマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千七百七十二條朗讀ス

第一則 移付者ノ先取特權

第千七百七十二條 移付者ノ先取特權ハ左ノ各人ニ屬ス

第一 元本又ハ無期若クハ終身ノ年金ニテ定メタル賣却代償、利息又ハ利子及ヒ賣買ノ其他ノ負擔ニ付テハ賣主(第二千七百三十一條)

第二 交換ニ於テ受ク可キ補足額並ニ負擔ニ付キ及ヒ對換トシテ受取リタル物ニ於テ受クル事有ル可キ遺棄ノ擔保ニ付テハ

共同交換者

第三 贈與ノ負擔ニ付テハ贈與者又ハ其承継人

又受タル事有ル可キ的確又ハ未定ノ對價ニ付キ及ヒ得取者ノ課
セラレタル負擔ニ付テハ有償又ハ無償ノ名義ニ於ケル不動産ノ
總テノ移付者

修正案 第一號「及ヒ」ノ上チ左ノ如ク改ム

元本ニテ又ハ年金權ニテ定ノタル賣却代價利息又ハ年金

第二號 左ノ如ク改ム

交換ノ補足額並ニ負擔及ヒ交換物ノ追索擔保ニ付テハ交換者

第三號 「承継人」チ「承換人」ト改ム

同號末段左ノ如ク改ム

其他有償又ハ無償ノ名義ニ於ケル不動産ノ讓渡人ハ一般ニ其對
價及ヒ負擔ニ付キ先取特權ヲ有ス

(元尾崎) 「移付者」ハ「讓渡人」トナルノデスホ

(栗塚) 左様デス

(松岡) 動産デハ

(栗塚) 私ガ「ダイヤモンド」ヲ持テ居ル、之ヲヤルカラ年金權
ヲヨコセト云フ事ハ云ヘソウナモノデス

(横村) 第三ノ「承継人」ハ「承換人」トナリマスカ

(栗塚) 再調査デソウナツテ居リマス、義務モ權利モ受ケタ人ガ
承換人ニナリマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千七百七十三條朗讀ス

第千七百七十三條 賣却代價及ヒ交換補足額ノ外此等ノ移付ノ負擔
並ニ贈與ノ負擔及ヒ交換並ニ其他有償名義ノ合意ニ於ケル追索
擔保ノ未定ノ賠償ハ移付ノ證書又ハ日後ノ別證書ヲ以テ合圖ニ

テ之ヲ定ムル事ヲ要ス

其他右ノ證書ハ次款ニ記載スル如ク之ヲ公示スル事ヲ要ス
修正 第一項左ノ如ク改ム

賣却代價交換補足額ノ外賣買交換並ニ贈與ノ負擔及ヒ交換其他
有價名義ノ約束ニ於ケル追奪擔保ノ未定ノ賠償ハ譲渡ノ證書又
ハ日後ノ證書ヲ以テ金圓ニテ之ヲ定ムル事ヲ要ス

(果報) 賣却代價交換補足額ノ外賣買交換並ニ贈與ノ負擔及ヒ交
換其他有價名義ノ約束ニ於ケル追奪擔保ノ未定ノ賠償ハ譲渡ノ證
書又ハ日後ノ證書ヲ以テト致シマス

(元尾崎) 二項ハ此通りデスカ

(果報) ソウデス此所デハ賣買交換並ニ贈與ノ負擔トソウシテ交
換其他有價名義ノ約束ニ於ケル追奪擔保ノ未定ノ賠償ヲ賠償ト負
擔ハ豫テ定メテ置カナケレバナラヌ賣却代價補足額ハ定マツテ居

ルカラ宜シイケレドモ負擔ト賠償トハ證書ヲ定メテ置カナケレバナリ
マセン其證書ハ譲渡ノ證書デモ日後ノ證書デアロウトモ證書ヲ定
メテ置カナケレバナラヌ

(元尾崎) 若シ此物ヲ他カラ取ラレタラ其賠償ハ是レ丈ケヤルト
云フ事ヲ證書ヲ定メテ置クノダネ

(果報) 先取特權ハ鄭重ニシテ置カヌト皆先取特權ト振リマスカ
ラ

(元尾崎) 追奪サレタラ其物ノ原價ヲ戻シテ買ヘバ宜シイダロウ
(果報) 貴君ト賣置テスルガ若シ之ヲ取ラレタラ成ラ賠償ヲヤル
ト云フ事ハ分リマスマイ

(元尾崎) 取ラレタラ又丈ケ損ヲシタト云フ事ガアルカネ、約束
シテ置カナケレバ約束シテ置イタ高ホカ取レヌカ

(果報) ソウデス

(南部) 其代り先取特権ハ見ナイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千七百七十四條朗讀ス

第千七百七十四條 交換又ハ不動産ノ其他ノ移付ノ對價トシテ受取
リタル不動産ノ追奪擔保ニ付テノ先取特権ハ其追奪カ移付ノ時
ヨリ十箇年内ニ生シ且確定ト爲リタル判決ニ因リテ一旦追奪ヲ
受ケタル上一箇年内ニ擔保ノ請求ヲ爲シテ之ヲ公示シタルトキ
ニ非サレハ存在セス

對價トシテ受取リタル動産權利ニ關シテハ擔保ノ先取特権ハ追
奪カ一箇年内ニ生シ且確定ト爲リタル判決ヨリ一箇月内ニ請求ヲ
爲シテ之ヲ公示シタルトキニ非サレハ存在セス

修正 第一項「又ハ不動産ノ其他」ヲ「其他不動産」ト改ム

第二項 權利ノ二字ヲ刪ル

(栗塚) 「交換其他不動産ノ讓渡ノ代價」ト致シマス

(村田) 「追奪」ハ「交換」トアル

(栗塚) 交換文ケダト宜シウ御座イマスガ、外ニモアリマスカラ

(村田) 其レダカラ讓渡デモイケンナイ

(栗塚) 宜シウ御座イマシヨウ、交換デモ賣買デモ贈與デモ何デ
モ入ツテ仕舞ヒマス

(元尾崎) 「確定トナリタル請求ニ因リ一箇年内ニ生シ」デ良カ
ロウ

(南部) 追奪ガ確定トナルト云フ事ハ分ラヌ

(栗塚) 併シ一項ガアツテ二項ガ分ル一旦追奪ヲ受ケタルト爲フ
事ハ入ラヌ、判決ヲ受ケレバ追奪ヲ受ケタルニ定マツテ居ルカラ

(元尾崎) 「之ヲ公示ス」ト云フノハ

(栗塚) 公ケニスル

(元尾崎) 裁判所ニ訴ヘタバカリデハイケナイ、新聞紙ニ出サナ
ケレバナラヌカ

(南部) 登記デス

(松岡) 登記サヘスレバ公示ニナル

(元尾崎) 動産デモ登記スルカ

(南部) 向ウガヤツタモノハ不動産デナケレバナラヌ、此方へ取
ルノハ動産ト不動産トアルケレドモ

(栗塚) 皆不動産ニ係ル先取特權ヲ御座イマスカラ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千七百七十五條朗讀ス

第二則 共同派分者ノ先取特權

第千七百七十五條 共同相續人、社員又ハ其他不分ノ共有者ハ或ハ
抽籤ノ方法ニ因リ或ハ合意上ノ指定ニ因リ或ハ不分物公費ニ因

民國十五年八月十四日

民國十五年八月十四日

レル派分ヨリ生スル左ノ債權ノ爲メニハ其派分ニ於テ各自ノ得
タル不動産ニ付キ互ニ先取特權ヲ有ス

第一 補足額又ハ配當部分ノ取戻ノ爲メニハ其補足額ヲ負擔セ
ル共同派分者ニ歸シタル不動産ニ付キ先取特權ヲ有ス(第二
千百三條第三號、第三百九條)

第二 不分物ノ公費ノ代價ノ爲メニハ其公費シタル不動産ニ付
キ先取特權ヲ有ス(第二千百九條)

第三 共同派分者ノ一人カ其配當部分ニ於テ受ケタル遺棄ノ擔
保ノ爲メニハ他ノ共同派分者ニ歸シ又ハ他ノ共同派分者ノ爲
メ指定シタル總テノ不動産ニ付キ先取特權ヲ有ス但義務ニ於
ケル各共同派分者ノ部分ニ限ル(同上、第八百八十四條、第
八百八十五條)

修正 第一項「共同」ノ二字ト「又ハ」ノ二字ト「不分ノ」ノ三

字ヲ刪ル

第一號 左ノ如ク改ム

補足額ノ爲ノ又ハ配當ノ過分ノ爲ノニハ之ヲ負擔セル共同派分者ニ歸シタル不動産ニ付キ先取特權アリ

第二號

「不分物ノ」ヲ「不分物」ト改メ「先取特權ヲ有ス」ヲ「先取特權アリ」ト改ム

第三號

「又ハヨリ指定シ」迄ヲ刪リ「ヲ有ス」ヲ「アリ」ト改ム

(村田) 受ケタル擔保追索擔保ハ入ラヌダロウ

(栗塚) 之ハ入りマセン、ソレカラ第一ノ三百九條ハ二千百九條ノ誤リデ御座イマス

(元尾崎) 但ハドウ云フ意味カ

民権十五ノ一〇五

(栗塚) 各共同派分者ノ義務ヲ共同派分者ガ負擔シテ居ル、其負擔ノ面ダケデ先取特權ヲ受ケナケレバナラヌ

(元尾崎) 三人ガ受ケテ置イテ、船ヲ人ニ取ラレタトキハ跡ノ二人ニ係テ償ヲ求メル

(村田) 自分ノ持分丈ケニ限ル

(元尾崎) ソレナラ入ラヌ事ダ、アルト却テ紛ラハシイ

(村田) 義務外ニ及ンデハナケナイ

(元尾崎) ソンナ事ハナイ、ソノ外ノモノ迄モ及ボスト云フ事ハナイ、ソウ云フト皆云ハナケレバナラヌ

(栗塚) 之ハ實ハ申サヌデモ宜シイノデ御座イマス

(南部) 佛蘭西ノ八百八十條ニ或ハ過失ニ因テ剩額ヲ受ケタル追奪ヲ受ケタルト云フ事が書イテアル、ソレヲ此中ニ含メテアルノデシヨウ

(委員長) 第三ノ所ハ共同派分者ノ一人ガ其部分ヲ受ケタルト云フノカ
(栗塚) 私ト南部サント松岡サント會社ヲ組ンデ一ツノ家ヲ三人
デ分ケタ所ガ私ノ取タ土藏ハ他ノ人ノ物デアツタト云フノテ追索
ヲ受ケマシタ、ソウスルト私ハ南部サント松岡サンニ係テ行ケル
ト云フノテ御座イマス
(委員長) 「有ス」ヲ「アリ」トシタノハ
(栗塚) 前ニ「有ス」トアツテ人ヲ出シテ來テナラ宜シウ御座イ
マスガ補足額ニ付キ先取特權アリト申シテ置ケバ宜シウ御座イマ
シヨウ

(委員長) 註解見タ様ナモノダカラト云フノカ
(栗塚) 左様デス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千七百七十六條朗讀ス

頁數十五、一〇五

民権十五ノ一〇六

第千七百七十六條 右ノ擔保ハ共同派分者ノ一分派分ニ因リテ己レ
ニ歸シタル動産及ヒ不動産ノ受ケタル追索ニ之ヲ適用ス
右ノ擔保ハ亦左ノ條件ニ之ヲ適用ス

第一 共同相續人又ハ社員ニシテ他ノ共同相續人又ハ社員ニ對
シ補足額又ハ不可分物公賣ノ代價ヲ負擔シタル者ノ無資力

第二 債權ガ一人ノ配當部分ニ加ヘラレタルトキ共同派分者タ
ルト外人タルトテ間ハス相續又ハ清算ニ於ケル會社ノ債務者
カ派分ノ當時ニ既ニ無資力タルニ於テハ其債務者ノ無資力

修正 第一項本項ハ修正ノ意見アリト雖モ起案者ニ質問中ニ付他
日報告ヲ爲スベシ

第一號 「共同」ノ二字ヲ何レモ刪除ス

第二號 「共同派分者タルト外人タルトテ間ハス」ヲ「
債務者カ」ノ下ニ轉置ス

(栗塚) 「一分」ハ「一人カ」デ御座イマス第一ハ共同ヲ削リマシタ

(元尾崎) 「不動産ノ追奪ニ適用ス」ト云フ事ハ云ハンデ宜シイ、
不動産ノ追奪ナラ分ル

(南部) 不動産デモ云ハンデ宜シイ

(栗塚) 之ハ第一項ヲ質問シマシタ「右ノ擔保ハ共同派分者ノ一人カ」ト云フノハ配當部分デス、己レニ歸シタル追奪ニハ他ノ共同派分者ニ歸シタル先取特權ヲ有スト云フノデ御座イマスカラ前條ノ第三ト如何ニ違ウカト云フノデ御座イマス

(村田) 不動産ヲ取タル所ノ

(栗塚) 不動産ト云フ事ガ何所ニ在リマス

(村田) 第三ノ擔保モ其場合ト思フ不動産ニ付テノ擔保デス

(南部) 各自ノ得タルト云フノチ自分ノ得タルト見テ居ルノデシ

ヨウ

(栗塚) 第三ノ其配當部分ニ於テ受ケタルト云フノハ不動産バカリト云フ事ガドウシテ云ヘルカ

(村田) 之ハ不動産バカリダ

(南部) 向ウヘヤツタノハ不動産ダ

(栗塚) 人ノ手ニ在ツタ不動産ニ付テ此方ノ權ヲ行フ、其權ヲ行フハ不動産デモ不動産デモ構ハヌ

(村田) 追奪擔保ハ三人デ賣フ、之ニ付テ擔保ヲシテ居ルカラ私ニ先取特權ガナケレバナラヌ

(栗塚) 取ラレタトキハ其レデハ無い、他ノ人ノ物ヲ取ルノダ

(南部) 賣買ノ所デ見レバ分リマス

(栗塚) 之ハ第三ノ共同派分者ノ配當部分ト云テ居ルカラ不動産ト云フテ呉レバ分ルガ、配當部分ト廣ク云フテ、次キニ同じ事ヲ

云フカラ分ラヌ

(横村) 之ハ起業者ニ間フテカラニシマシヨウ

(委員長) 其債務者ガ無資力ナラ他ノ者ニ行クト云フ様ナ事ダ

(村田) 英文デハ不動産ニ於ケルガ如ク動産ニ適用スルト云フ事

ダ

(元尾崎) 動産ニモ不動産ニモ適用スルト云フノダ

(大尾崎) 派分ノ當時ニ既ニ無資力タルトキカ其債務者ノ無資力ト云フノハ派分ノ當時ニ無資力ナレバ擔保ガ入ルト云フ事ハ分ツテ居ルガ、其債務者ノ無資力ト書カナケレバ分リマセンカ

(栗塚) 誰デモ宜シイ、債務者ガ無資力ニナツテ居タラバト云フノデ御座イマス、私ノ配當部分ノ金ハ御前ニハヤラヌゾヨ、併シ雖某ニ貸金ガアルカラヤルト云フ、私ハ其債權ハ取レル事ダト思フタ處ガ豈斗ラン無資力デアツテ其無資力ガ派分ノトキ無資力ナレ

民権十五ノ二〇八

バ擔保シナケレバナラヌ併跡カラナラ構ハヌト云フノデ御座イマス

(元尾崎) 共同派分者タルトキト外人タルトキト之間ハズト云フノチ制レバ宜シイ

(南部) ソウスルト派分者バカリト云フ疑ガ起ル

(元尾崎) 相續又ハ會社ニ於ケル債務者ダカラ

(南部) 之ハ隨分アリソウナ疑デス

(元尾崎) 置イテモ宜シイガ、コンナモノガアルト讀ミ悪クナル

(松岡) 字チ讀ンデ分ルノハ無理ダ、目チ開テテ考ヘルガ宜シイ

(南部) 一項チャルトキニ書キ直シテ賣ツタラ良カロウ

(委員長) 一項ト一編ニ文章ヲ書キ換ヘテ賣チウ

本條第一項ハ起接者ニ質問中ニ付未定

第二ハ文字不明ニ付キ報告委員ニ於テ尙ホ文章修正ノ事ニ決

ス

○第千七百七十七條朗讀ス

第千七百七十七條 第千七百七十四條ハ共同派分者間ノ追索擔保ノ先
取特權ニ之ヲ適用ス

共同派分者タルト否トチ間ハス債務者ノ無資力ニ關シテハ其擔
保ハ要求期限ニ達シタル元本ノ全部又ハ一分ヲ辨濟セサルヨリ
一箇年内ニ請求ヲ爲シテ公示シタルトキニ非サレハ當時者ノ間
ニテモ又第三者ニ對シテモ負擔セラレス

若シ債務カ無期又ハ終身ノ年金タルトキ債務者ノ無資力カ派分
ノ日ヨリ十箇年後ニ生シタルニ於テハ其擔保ハ負擔セラル、事
ヲ止ム

債務カ利息ヲ生スル元本ニシテ其滿期カ十箇年以上ニ及ヒシト
キモ亦同シ

民權十五ノ一〇九

修正 第二項「負擔セラレス」ヲ「之ヲ負擔セシムル事ヲ得ス」
ト改ム

第三項「其擔保ハ負擔セラル、事ヲ止ム」ヲ「其擔保ノ負
擔ハ止ム」ト改ム

(栗振) 二項ハ「之ハ負擔セシムル事ヲ得ス」ト致シマス三項ハ
「其擔保ノ負擔ト止ム」ト致シマス

(松岡) 元本カ利子ノナイトキハ先キへ行タガ其レハ困ル

(村田) 「滿期ガ派分ノトキヨリ十箇年以上」トシタ方ガ分ル

(栗振) 併シ前項ニハ「無資力カ派分ノ日ヨリ十箇年」トアリマ
ス

(松岡) 此滿期ト云フノハ元本ヲ取ルヘキ滿期ダ

(村田) ソウダハナイ、派分ト云フ事ガアル

(松岡) 滿期ト云フノハ元金ノ取レル期限ダロウ

- (南部) 分ルカラ差支ナイ、「亦同シ」トアルカラ宜シイ
- (元尾崎) 貸金ガ十个年以上ノ約束ナレバ十箇年以上迄行カナケレバナラヌ
- (松岡) 利息ガアツタラ十箇年デ切ラレルガ無利息ナレバ何時迄モダ
- (元尾崎) 其レハ甚イソウスルト無期ノ年金デモ十箇年デ切ラレル
- (松岡) 若シ無利息ナレバ其元本ハ十个年ガ十五个年デモ行キマス
- (元尾崎) 擔保ノ負擔ハ止ムト云フノハ重複ダ
- (栗塚) 「擔保スルノ義務ハ止ム」デ御座イマス「之ヲ擔保スルノ負擔ハ止ム」
- (松岡) 「擔保ハ消滅ス」トナル

民権十五ノ二一〇

- (南部) 占有ノ所ハ止ムトシテ或ル場合デハ止ム
- (栗塚) 「擔保スルノ限リニ在ラス」カ
- (村田) 「最早止ム」ト云フノダ
- (南部) 「最早」ト云フ事ハナイ
- (松岡) ソンナラ上ノ様ニ「擔保セシムル事ヲ得ス」トスレバ宜シイ
- (委員長) 公示ハ登記ノ事ヲ云フト云フ事ハ何所デ定マツテ屬ルカ
- (南部) 先キニモアリマス登記ノ功力ト云フ所ニ御座イマス、是レ迄「公式ノ公示」ト書イテアル所ハ皆登記デ御座イマス
- (委員長) 公示ト云フタラ登記ト云フ事ニ分ルカ
- (南部) 先取特權ノ所ハ皆ソウデ御座イマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時正午休憩

午後第零時四十五分開會

○第千七百七十八條朗讀ス

第三則 工匠、技術師及ヒ工事請負人ノ先取特權

第千七百七十八條 工匠、技術師及ヒ工事請負人ハ建物、屋臺、堤

塘若クハ掘削ノ遺設若クハ修繕ノ爲メ又ハ地上ニ爲シタル乾涸

灌溉、開鑿、置土及ヒ其他之ニ類似スル土工ノ爲メ自己ノ指揮

シ又ハ舉行シタル工事ヨリ生スル債權ニ付キ先取特權ヲ有ス

第二千七百三條、第四條

右同一ノ先取特權ハ墳坑及ヒ石坑ノ開掘若クハ利用又ハ其閉鎖

若クハ廢止ニ關スル地下又ハ外部ノ工事ノ爲メ技術師及ヒ工事

請負人ニ屬ス

修正 第三則 「技術師」ヲ「技師」ト改ム

第一項 「屋臺」ノ二字ヲ刪ル

第二項 「同一」ノ二字ヲ刪ル

(栗塚) 「技術師」ハ悉ク「技師」トナリマス「屋臺」ハ建物ノ

中ニ入りマスカラ削リマス二項ハ「右ノ」トナリマス

(村田) 地下地上ノ工事ト云フ事デシヨウ

(栗塚) 左様デス

(委員長) 宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千七百七十九條朗讀ス

第千七百七十九條 前記ノ工事ヨリ生スル先取特權ハ其工事ニ因リ

土地又ハ建物ニ生セシノタル増價ニシテ先取特權行用ノ當時ニ

於テ尙ホ存在スルモノ、ミニ付キテ存立ス(第二千七百三條第二

項)

右ノ増價ハ裁判所ヨリ任命シタル鑑定人ノ作レル三箇ノ調査ヲ以テ之ヲ證明スル事ヲ要ス

其第一調査ハ工事ヲ始ムル前ニ之ヲ作りテ場所ノ現状ヲ證明シ且目録見タル工事ノ概略ヲ指示スル事ヲ要ス

其第二調査ハ工事ノ受取カ争ハレ又ハ遅延セラレタルトキト雖モ其工事ノ竣工又ハ理由ノ如何ヲ問ハス其工事ノ停止ヨリ三個月内ニ之ヲ作り且右ノ工事ヨリ現ニ生スル増價ヲ證明スル事ヲ要ス(第二千百三條第四號、第一項及ヒ第二千百十條)

其第三調査ハ配當順序指定ノ請求ノ當時ニ於テ之ヲ作り且右ノ増價中ニ就キ存在スル所ノモノヲ證明スル事ヲ要ス

修正 第一項「付キテ」ヲ「付キ」ト改ム

第四項 左ノ如ク改ム

其第二調査ハ工事ノ竣工ヨリ又ハ理由ノ如何ヲ問ハス其停止ヨ

民権十五ノ一二二

リ三箇月内ニ之ヲ作り且其工事ヨリ現ニ生スル増價ヲ證明スル事ヲ要ス

第五項 「順序指定」ヲ「加入」ト改メ「所ノ」ノ二字ヲ刪ル

(果報) 一項ハ「右ニ付キ存立ス」ト致シマス四項ハ其第二調査ハ工事ノ竣工ヨリ又ハ理由ノ如何ヲ問ハス其停止ヨリ三箇月内ニ之ヲ作り且其「トナリマス報告委員デハ「工事ノ」ヲ削リマシタカ「工事ノ」ヲ置イタ方ガ良カロウト思ヒマス

(松岡) 置ク方ガ宜シイ

(果報) ソレカラ末項ハ「配當加入ノ請求ノ當時ニ於テ之ヲ作り」ト致シマス

(委員長) 受取ガ争ハレ又ハ遅延セラレタルトキト雖モ「ハ削ツテ宜シイカ

(栗塚) 括弧が入レバアツテモ宜シウ御座イマスガ無イカラ削リ
マス

(元尾崎) 仕様書ヲ見タ様ナモノカ

(栗塚) ソウデス

(元尾崎) 初ノニ作ツタノモ鑑定人ニ作ツテ買ハナケレバナラヌ
カ

(栗塚) 左様デス大キナ受買人デモナケレバ此位ノ事ヲシテ買タ
デ御座イマシヨウ

(元尾崎) 家ヲ建テルニ裁判所ノ鑑定人ニ作ツテ買フノハ困ル

(村田) 之ハ受買人ノ方デ云フノダ

(南部) 此方ハ作ラヌ方ガ宜シイ

(元尾崎) 我々ハ受買人ニナラヌカラ構ハス

(村田) 其代リ之ヲシナケレバ先取特權ノ損ニナル

(栗塚) 高島嘉右衛門ガ司法省ノ仕事ヲ受持ツ様ニナツタラスル
デシヨウ

(南部) 「其工事」ト云フ「其」ノ字ハ削ツテ良カロウ

(栗塚) アツテモ宜シウ御座イマシヨウ

(栗塚) 此調査ノ事ハ後ニ澤山出マスカラ御記憶ヲ願ヒマス

本條中「其工事」ハ原接ノ儘ニ決シ他ハ報告委員ノ修正ニ
決ス

○第千百八十條朗讀ス

第四則 金圓ノ貸主ノ先取特權

第千百八十條 前數條ニ掲ゲタル先取特權ハ移付、派分又ハ工事
請負人トノ契約ノ當時ニ於テ賣買若クハ不分物公賣ノ代價、交換
若クハ派分ノ補足額又ハ工事ニ付キ内金トシテ支拂ヒタル金額
ノ辨濟ノ爲メ金圓ヲ貸付ケタル者ニ直接ニ且法律ニ據テ屬ス但

其金圓ノ貸付及ヒ使用ヲ此等ノ所爲ノ關係アル證書中ニ記載シタルトキニ限ル(第二千二百二條第二號、第五號)

若シ移付者共同派分者又ハ工事請負人ノ利益ニ於テ先取特權ノ發生セシ後ニ金圓ヲ貸付ケタルトキハ貸主ハ第五百二條及ヒ第五百三條ニ定メタル條件ト方式トニ從ヒ債權者又ハ債務者ヨリ合意上ノ代位ヲ得タルトキニ非サレハ先取特權ヲ得取セス(同上)

右孰レノ場合ニ於テモ若シ金圓ノ貸主カ債務ノ一分ノミヲ辨済シタルトキハ貸主ハ先取特權ノ行用ニ於テハ其辨済シタルモノノ割合ニ應シ第五百八條ニ從ヒテ主タル債權者即チ原債權者ト競分ス(第一千二百五十二條)

修正 第一項「工事ニ付キ」ヲ「工事ニ付テノ」ト改メ「トシテ支拂ヒタル金額ノ」ノ十一字ヲ刪リ「直接ニ且」ノ四字ヲ刪リ

「法律ニ憑テ屬ス」ヲ「法律ニ憑リ直接ニ屬ス」ト改ム

第二項 「發生セル」ヲ「生セシ」ト改ム

第三項 「テ主タル債權者即チ」ノ九字ヲ刪ル

(栗塚) 「移付」ハ「讓渡」トナリマス「工事ニ付キ」ハ「工事ニ付テノ」トナリマス

(松岡) 「憑リ」ハ「依リ」デハナイカ

(栗塚) 法律ノ御座ドト云フ事デ御座イマス

(元尾崎) ソレデモ「依」ノ字デ宜シイ

(村田) 「所爲」ハ「行爲」ダロウ

(栗塚) 行爲デ御座イマス、二項ハ「先取特權ノ生セシ後ニ」トナリマス

(村田) 「主タル債權者即チ」ヲ削ロウ

(元尾崎) 「競分」ト

(栗塚) 續ヒ分ツト云フノデ御座イマス

(元尾崎) 其レハ可笑シイ

(村田) 「工事受買人」ノ上ニ「工匠技師」ト云フノガアリマス

ト

(栗塚) 皆アルノデ御座イマスガ佛蘭西ノハ入テ居リマセン

(村田) 工事受買人バカリデハ分カラヌ事ニナリハセヌカ

(南部) 内金ト云フ字ハ

(栗塚) 「前拂」ト云フ字デス

(元尾崎) 續分ハ可笑シイ

(栗塚) 原債權者ト共ニ分ツト云フ事デス「共分」ト改ノル様ニ

再調査人申シマシヨウ

(元尾崎) 譲渡ス事柄、派分ノ事柄、工事受買ノ事柄ト、別々ニ

ナツテ居ル

(栗塚) ソウデス「譲渡ノ當時ニ於テ賣買若クハ不分物ノ代價ノ

辨濟ノ爲ノ派分ノ當時ニ於テ交換若クハ」デ宜シイノデス

(村田) 唯一ツ違ウノハ下迄掛ツテ居ル様ダ

(委員長) 若シ金圓ノ貸主ガ債務ノ一部分ノミ辨濟ト云フノハ

(栗塚) 金圓ヲ貸シマシタ人ハ假令バ工事ヲ受買フ人ガアツテ錢

ガナイト云フカラ貸シテヤル、其レデ一部分外拂ハナカツタ時デ

御座イマス

(委員長) 人ノ爲ノ貸シテヤツタカ

(栗塚) 左様デ御座イマス

(南部) 「内金」ト云フノハ可笑シイ

(元尾崎) 内金ト云フノハ誰ヘ主カラ拂フノダロウ、其レテ貸シ

テヤツタノダカラ若シ返ヘサヌトキハ其家ニ付テ先取特權ガアル

(南部) 其レハソウデスガ、内金デ無クモ全部デ宜シイ

(村田) 内金ト云フ字ハナイ

(栗塚) アリマス

(元尾崎) ケレトモ内金ト云フ事ハナイ、全部デモ半分デモ云へ
ル

(松岡) 「日後辨済ノ爲ノ金圓ヲ貸付ケタル」デ良カロウ

(栗塚) 代價、補足額、内金ト三ツアリマスカラ「工事ノ代金」
トカ何トカ云ハナケレバナラヌ

(南部) 内金ト云フ事ハ分ラヌ

(元尾崎) 工事ニ付テ支拂ノ爲ノニト云フノダカラ「工事ノ支拂
ノ爲ノニ」デ良カロウ、全部デモ半分デモ宜シイ

(松岡) 之ハ全部ヲ重モニ見タト云ハヌト末項ニ一分ヲ重モニ見
テ居ルカラ

(栗塚) 負債ノ内ノ一部ノ拂デス

(松岡) ソウスルト仕舞ノ競分ニ行カナケレバナラヌ

(栗塚) 全部ハ勿論一部ヲ使ウノデモト云フノデス

(南部) ソウスルト末項ハ一部ノ一部トナル

(松岡) 之ハ前項ノ方ヲ見テ置カヌト良クナイ

(栗塚) 「又ハ工事ノ代金ノ辨済ノ爲ノ」デハ如何デス

(横村) 其レガ良カロウ

(元尾崎) 交換若クハ派分ノ補足額ト云フノハ交換若クハ派分ノ
場合ニ於テハ補足額ト云フノデハナイカ

(栗塚) 其積リデス

(松岡) 去リナガラ一、二、三ノ圖書ヲ持ヘテ置カナケレバナラ
ヌ

(委員長) 「工事ノ代金ノ辨済ノ爲ノ」トスルカ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項 「工事ニ付キ内金トシテ支拂ヒタル金額ノ辨濟ノ爲メ
ヲ「工事ノ代金ノ辨濟ノ爲メ」ト改ノ他ハ報告委員ノ修正ニ決
ス

第二項 報告委員ノ修正ニ決ス

第三項 「テ主タル債權者即チ」ヲ刪ル

于時午後第一時三十分閉會

民法草案財産擔保關係事筆記第八十回 自第一千八百一十一條
至第一千二百百條

民法草案財産擔保篇議事筆記第八十回 自第千八百八十一條 至第千二百條

明治二十一年九月十一日午前第八時十五分開會

(委員長) ヤリマシヨウ

○第千八百八十一條朗讀ス

第五則 資産離分ノ先取特權

第千八百八十一條 相続ノ債權者及ヒ受贈者カ死亡者ノ資産ト相続人ノ資産トノ離分ヲ請求スルノ權利ヲ行フニ付キ服従スル所ノ條件ハ相続ノ章ニ之ヲ規定ス(第八百七十八條乃至第八百八十一條、第千八百八十一條)

(修正案) 「服従スル所」ヲ「服従スヘキ」ト改ム

(村田) 五則ノ表題ニ特ニ「死亡者ノ」ト云フ字ガアリマスネ

(栗塚) 佛蘭西ニハアリマセン

(元尾崎) 「離分」ト云フノハ分離ト云フ事ダロウ

(果報) 左様デス

(委員長) 之ハ相續ノ章ノ草案ヲ引合セテ見タノカ

(果報) 引合セテ見マセン

(西) 人事篇ノ磯部ノ書イタ方ニアリマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千八百七十二條朗讀ス

第千八百七十二條 移付者、共同派分者及ヒ資産ノ離分ヲ請求シタル債權者或ニ受贈者ノ先取特權ハ債務者自己ノ所爲又ハ其權ニ基キ且債務者ノ費用ヲ以テ不動産ニ加ヘタル増加及ヒ改良ニ及ハス

(修正案) 「自己」ノ二字ヲ刪リ所爲ノ下「ニ因リ」ノ三字ヲ挿入シ「權ニ基キ」ヲ「權利ニ基キ」ト改メ「債務者ノ費用」ヲ「其費用」ト改ム

(果報) 「移付者」ハ「譲渡人」トナリマシテ「債務者自己ノ所爲」ト云フノハ「債務者ノ所爲ニ因リ」トナリマス

(村田) 所爲デハナイ行爲ダ

(果報) 「行爲」デ御座イマスガ「所爲」ト願ヒマス契約ガカツタ所爲ヲ行爲ト云フ

(元尾崎) 別ニ六ヶ敷イ事ハナイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千八百二十三條朗讀ス

第三款 不動産ニ係ル特別先取特權ノ債權者間ニ於ケル効力及ヒ其順位

第千八百二十三條 前款ニ據ケタル先取特權ハ下ニ定メタル方法、條件及ヒ期間ヲ以テ公示セラレ且保存セラレタルトキニ非サレハ之ヲ以テ他ノ債權者ニ對抗スル事ヲ得ス(第千八百六條)

(修正案) 「公示セラレ」ヲ「公示シ」ト改メ「保存セラレ」ヲ「保存シ」ト改ム

(果振) 「公示シ且保存シタルトキニ非サレハ」トナリマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千八百四十四條朗讀ス

第千八百四十四條 賣却代價及ヒ補足額ノ爲メノ賣主及ヒ共同交換者ノ先取特權ハ代價又ハ補足額ノ全部又ハ一分ヲ未タ辨濟セサル旨ヲ記シタル所有權移轉證書ノ登記ニ依リテ保存セラル(第千八百八條)

又證書ノ登記ハ交換ニ於ケル追奪擔保ノ爲メ及ヒ賣買、交換其他所有權ヲ移轉スル契約ノ附從負擔ノ爲メ先取特權ヲ保存ス但擔保及ヒ負擔力證書其モノニ於テ金圓ニテ評價セラレタルトキニ限ル

(修正案) 第一項賣買代價ノ下「ノ爲メ賣主ノ先取特權」ノ十字ヲ挿入シ「ノ賣主及ヒ共同」ノ七字ヲ刪リ「登記ニ依リテ保存セラル」ヲ「登記ヲ以テ之ヲ保存ス」ト改ム

又交換ニ於ケル追奪擔保ノ爲メ及ヒ賣買、交換其他所有權ヲ移轉スル契約ノ附從負擔ノ爲メノ先取特權ハ證書ノ登記ヲ以テ之ヲ保存ス但擔保及ヒ負擔ノ評價ヲ證書中ニ記載シタルトキニ限ル

(果振) 一項ヲ「賣却代價ノ爲メ賣主ノ先取特權及ヒ補足額ノ爲メ交換者ノ先取特權ハ」ト致シマス

(松岡) 「全部一分」ハ活カスカ

(果振) 削ツテ良イ所ト懸ルイ所ト御座イマス

(委員長) 良カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千八百八十五條朗讀ス

第千八百八十五條 共同派分者ノ先取特權ハ裁判上又ハ裁判外ノ派分ヲ爲ス所有權認定ノ證書ニシテ不可分物公賣ノ代價額又ハ補足額若クハ配當部分ノ取戻額及ヒ追奪擔保ノ評價額其他各配當部分ニ付セラレタル的確又ハ未定ノ負擔ノ評價額ヲ記載シタルモノヲ登記スルニ因リテ保存セラルル(第千八百九條)

(修正案) 「代價額」ヲ「代價」ト改メ「配當部分ノ取戻額」ヲ「配當ノ過分」ト改メ評價額ヲ何レモ評價ト改メ「的確又ハ未定ノ」ノ七字ヲ削リ「因テ保存セラル」ヲ「因リ之ヲ保存ス」ト改ム

(果塚) 「不可分物」ハ「不分物」ノ間違ヒデ御座イマス「又ハ補足額」ハ餘計デ御座イマス「配當部分ノ取戻額」ハ「配當ノ過分」ト致シマス

第千八百八十五條

民権十五ノ二二〇

(村田) 「代價額」ノ「額」ノ一字ヲ削リマスカ

(果塚) 削リマス「其他各配當部分ニ付セラレタル負擔ノ評價額ヲ記載シタルモノヲ登記スルニ因リ之ヲ保存ス」ト致シマス

(松岡) 證書ヲ登記シナケレバナラヌト云フ事ダ

(元尾崎) 「爲ス所有權認定ノ證書」ト云フノハ足ラヌ様ダ

(果塚) 派分ノ保證デアルガ、ソレハ所有權ヲ移轉スルノデナイ認定スル派分ノ證書ダ

(松岡) 裁判所内外ヲ云ハヌ方ガ宜カロウ

(果塚) 裁判上デ派分スルノト裁判外デ派分スルノトチ間ハズ

(南都) 鳥渡所有權認定ト云フト裁判上ノ様ニ見ヘル

(村田) 裁判上デ派分ヲ爲スト云フノダ

(果塚) 其レカラ持テ居ルノト派分ノ爲ノ權ヲ與ヘルノトチ申スノダカラ認定ノ字モ愚ルイノデス宣告デ御座イマス

日本銀行長官會

(松岡) 意味ハ認定ガ宜シイ

(元尾崎) 掛リドコロガ長イカラ困ル

(委員長) 「デクラ、シヨン」ハ認定バカリデハナイ

(栗塚) 「アクト、デレラ、チーブ」ハ所有權認定トナツテ居リ
マス

(委員長) 認定デハナイ人ニ知ラセル爲ノダカラ

(松岡) 明言スルト云フ事ダロウ

(栗塚) 左様デス、權利ヲ與ヘルノデナイ、元來持テ居ル權利デ
ス

(委員長) 「リシタシヨン」ト云フ字ハ

(栗塚) 「不分物公賣」デ御座イマス

(委員長) 「額」ノ字ヲ削ツテ宜シイカ

(栗塚) 入レ、バ殘ラズ云ヒマシテ「評價ノ總テノ額ヲ登記スル

英書十五ノ二二〇

ニ因リ」トスレバ宜シイ

(委員長) 價ト云フモノハ何かト云ヘバ額ト違ウト云フ議論ガ起
リハセヌカ

(松岡) 少し其氣味ガアリマス

(村田) 評價ヲ記載スルト云フト外ニナイ

(栗塚) 負擔ヲ記載スルノデ御座イマスカラ

(南都) 「負擔ノ評價ノ額」ト入レテモ宜シイ、皆受ケルカラ

(委員長) 成程其レデモ宜カロウ、大體間違ハスマイト思フガ文
面ノ上カラ云フト可笑シイ先ヅ入レテ置キマシヨウ

本條ハ「負擔ノ評價額」ヲ「負擔ノ評價ノ額」ト改ノ他ハ報
告委員ノ修正ニ決ス

○第千八百八十六條朗讀ス

第千八百八十六條 右ノ移付又ハ派分ノ所爲カ登記セラレサル間ハ



凡ソ得取者又ハ共同派分者ノ承諾シ又ハ其權ニ基キテ生シタル物上抵保ハ工事ヨリ生スル先取特權アル債權ヲ除クノ外前記ノ抵保カ公示セラレタルトキト雖モ其物上抵保ヲ以テ先取特權アル債權者又ハ其一般若クハ特別ノ承繼人ニ對控スル事ヲ得ス然レトモ利害關係人ハ原契約者ノ承諾ヲ得スト雖モ何時ニ拘ハラス右ノ登記ヲ爲サシムル事ヲ得一千八百五十五年三月二十三日ノ佛法律、伊民第千九百四十二條第二項

(修正案) 左ノ如ク改ム

右ノ讓渡又ハ派分ノ證書カ登記セラレサル間ハ取得者又ハ共同派分者ノ承諾シ又ハ其權利ニ基キテ生シタル物上擔保ハ公示シタルトキト雖モ之ヲ以テ先取特權アル債權者又ハ其承繼人ニ對抗スル事ヲ得ス但工事ヨリ生スル先取特權アル債權ハ此限ニ在ラス

民權十五ノ一二二

然レトモ利害關係人ハ原契約者ノ承諾ヲ得スト雖モ常ニ右ノ登記ヲ爲サシムル事ヲ得

(栗塚) 右ノ讓渡又ハ派分ノ證書カ(所爲ハ翻譯ノ間違デ御座イマス)(證書カ登記セラレサル間ハ取得者又ハ共同派分者ノ承諾シ又ハ其權利ニ基キテ生シタル物上擔保ハ公示シタルトキト雖モ之ヲ以テ先取特權アル債權者又ハ)ト致シマス

(松岡) 此公示ハ上ノ登記ノ事ヲ云フノデスカ

(南部) 「其擔保ノ公示セラレタルトキト雖モ」ダ

(委員長) 公示シタルト云フノハ分ラヌ

(南部) 擔保ガ公示シタルデス

(委員長) 擔保ガ公示シテ證書カ登記シテナイ、公示ト云フノハ登記ノ事ダロウ

(栗塚) 左様デス

(委員長) 其權利ニ基キト云フノハ

(南部) 得取者ノ權利ニ基キテ御座イマス

(元尾崎) 「承接人」ハ「承継人」ガ宜シイ

(松岡) 前ニ「承接人」トシタ

(元尾崎) 取得者ガ質ニ置イテモ、他ノ先取特權者ニ對抗スル事ハ出來ヌト云フノダ

(南部) 元ト賣ツタ者ニ代價ヲ拂ハヌデ元トノ賣主ガ先取特權ヲ持テ居ルト思ヘバ良ク分ル、併シ買ツタ者ハ契約ヲ登記スル事ガ出來ル其レチスレバ質ヲ取ツタト云フ公示ガ付イテ出來ル

(委員長) 登記ガ出來ヌ事ニナリハセヌカ

(南部) 登記ハ出來マス

(元尾崎) 承諾シナクモ登記ガ出來ルト云フト對抗ヲ爲サヌト云フノハ役ニ立タヌ

(松岡) 貴君ガ私ニ譲ツテ私ト貴君ト登記シテナイ内ニ南部サンニヤツタ、南部サンハ貴君ニ向テ假令私ト貴君ト登記シテモ役ニ立タヌ何ゼカト云フニ私ノ方ニ公然ニナツテ居ラヌ、ソウスルト南部サンハ貴君ト私ノ間ニ何チサレテモ云ヒ分ガナイ、其處デ貴君ト私ノ間ノ契約ヲ登記サセテ仕舞フソウスレバ南部サンチ害スル事ハ出來ヌ

(元尾崎) ソウスレバ私ハ代金ヲ受取ツテ居ラヌニ登記シテ仕舞フ様ニナル

(南部) ソレノミナラズ質ニ取ツタ者ノ權利ガ確カマラヌ

(松岡) 私ガ南部サンニヤツタモ確實ノモノニナラヌ

(元尾崎) 譲渡シタ者ハ派分者ノ一人ノ事ダロウ

(南部) ソウデス、承継人ニハ登記シタ後對抗スル事ガ出來マシヨウ

(渡) 此修正文ハ原案ノ様ニシテ然レトモチ但ニ審イタ方ガ分リ
良クハナイカ

(栗塚) 「然レトモ」ヲ別項ニシマシタ

(松岡) 「擔保ハ之ヲ公示シアルトキト雖モ」トスレバ宜シイ

(南部) ソレガ良カロウ

(松岡) 最初登記シテナイ間ニデモ何レシタレバト云フ様ニ聞ヘ
ル

(南部) 「間ハ」トアルカラソウハ見ヘヌ

(委員長) 金ヲ渡サヌニ償イテ登記ト云フ事ガ出來ルカ

(南部) 未済ノ場合ガ出來マス、唯ノ登記デモ出來マス

(委員長) 其處デ所有權ガ移ツタト云ヘルカ知ラヌ、品物チヤラ
ナケレバ先取特權ガアルガ私ヨリ先キニ先取特權ガ屬ル純然タル
所有權ハ移ツテ屬ラヌ

(栗塚) 移ツテ屬リマス

(委員長) 後ロカラ後見人ガ付イテ屬ル南部サンノ地面ヲ私ガ買
ツテ尾崎サンニ賣ツタ、尾崎サンガ登記チスルト云フ場合ニ尾崎
サンガ金ヲ半分拂ハヌトキ南部サンノ承諾チ得スシテ私ガ登記
スルト、貴君ガ受取ル金ニ付テハ貴君ハ私ノ財産ノ上ニ先取特權
チ及ボス事ガ出來ル、私ハ充分ノ所有權チ働カセル事ハ出來ヌ

(南部) ドウ云フ弊ガアリマス、尾崎サンハ貴君ガ代金チ私ニ拂
ハヌト云フ事チ知テ屬ル

(委員長) 貴君ト私ト兩人出レバ宜シイガ貴君ニ知ラセヌカラ何
ト云フテヤルカ分ラヌ

(南部) 證書ヲ持テ行キマス

(委員長) 「承諾チ得スト雖モ」ト云フカラ悪ルイ

(栗塚) 登記役所デ登記チスルニハ證書ガナケレバナリマセン、

證書ニハ代價ヲ拂テナイト云フ事ガ書イテアルニ違ヒアリマセン
(委員長) 我輩ガ自分ヲ證明スル丈ケテ南部サンハ何トモ云ハン
デ宜シイ

(栗塚) 證書ニ「代價未済」ト云フ事ガアリマスカラ何トモ云ハ
ンデ宜シイ

(委員長) 代價未済ト云フ事ハ南部サンハ五百圓未済ト云フ、私
ハ三百圓未済ト云フ後チニ知レテ登記所デソウデアツタト云フ様
ニナリヤセヌカ承諾ヲ得ズシテヤルト云フ事ハドウデアロウカ

(栗塚) 承諾ハ必要デナイト云フ積リデス南部サンハ許サヌト云
フ事ハ云ヘヌ事デスカラ

(南部) 總令双方ガ合意シテ登記シテモ彼ハ五百圓ト書イテアツ
タケレドモ三百圓ホカナイト云フ事ヲ賣主ガ云フカ知レヌ

(委員長) 他ノ事ハ承諾ヲ得テヤルニ致ニ至テ承諾ヲ得ズシテヤ

ルト云フ必要ガアレバ兎モ角モ

(南部) 私ガ承知デナイト云フト尾崎サンハ登記ハ出来ナイ

(委員長) 其レハ此處ニハ限ラヌ、總テ土地ノ買賣ナドモソウダ
ロウ

(南部) 私ガ元トノ賣主デ故障ヲ云フ爲ノニ次キノ人ハ價ニ價ク
事ガ出来ヌ事ニナル其不便ヲ避ケル

(委員長) 双方有リノ體ノ事ヲ云フノダカラ登記チスルニ故障チ
云フ筈ハナイ

(南部) 否ヤト云フカ知レマセン

(委員長) 誰レヤ派分ノトキニ云フノデナイ賣買ノトキチ云フノ
ダ

(栗塚) 承諾ヲ得ヌカラトテ登記チスル事ガ出来ル、登記ハ何チ
書クカト云フト原契約ノ證書カラ移ツテ出タ所ノ權利ヲ登記スル

ノデ御座イマスカラ不都合ハ御座イマスマイ

(村田) 登記シナクモ所有權ハ移ツテ居ル

(委員長) 理窟ヲ云ヘバソウダガ、先取特權ガ後カラ逐應ケテ來ルカラ純然タル備キヲ爲サヌ

(元尾崎) 金モ拂ツテナイ、承諾モナイニ登記シテハ困ル

(栗原) 登記シテモ權利ヲ餘計ニ得ルナレバ兎モ角モ金ヲ拂ツテナイ權利ホカ得ラレマセン

(委員長) 私ノ氣遣ウノハ混雜チ來シハセヌカト思フ、承諾ヲ得テヤレバ納得ヅタダカラ宜シイガ、承諾ヲ得ンデモ宜シイト云フト其レガ爲ノニーノ斷權チ増シヤセヌガ双方承諾チサセテハドウカ

(松岡) 承諾チサセルノガ元トデ御座イマスケレドモ否應云フナラ續令首チ振ツテモ權利ヲ裁判所デ應シ付ケテ出來ル

(委員長) 否應云フナラバト云フ事ハ見ヘヌ、否デモ應デモ何トモ云ハンデ宜シイ

(栗原) 之ハ云ハンデ宜シウ御座イマシヨウ、後ニ纏レノ出ヨウ等ハアリマセン、登記スルカラト云テ缺ケタ權利ダケノモノホカ登記シテアリマセンカラ、缺ケタ權デアルニ金キモノヲ登記スレバ疑ク様ニナル

(委員長) 當リ前ニ云ヘバ人間ハ款カヌカラ宜シイガ、一方ノ承諾ヲ得ヌトキハ五百圓ノモノヲ三百圓ト云テモ登記スルカ知レヌ(栗原) 其レハ證書デヤリマス

(委員長) 一方ノ人ノ證書ヲ持テ來レバ宜シイガ(栗原) 之ハ私ノ地所デ御座ルト云フ證書ガナケレバナリマセン、其證書ガ利害關係人ノ印ノ捺シテアル證書ガナケレバ出來ヌ事デアルカラ

(委員長) 只今ノ登記デモ本人ガ出ストモ契約書サヘアレバ良イ
御ダケレドモ其レチ本人ガ出ナケレバナラヌト云フノハ間違ガ多
イカラダ

(栗原) 其レハ印形ヲ捺サナケレバナラヌカラデ御座イマシヨウ
(委員長) 印形ヲ捺サナケレバナラヌバカリデハナイ、印形ハ戸
長役場ニアル、印形ヲ持テ行ケバ本人ガ出ストモ宜シイガ、定約
ヲ確カノル爲ノニ双方本人ガ出ル、此場合デハ承諾ヲ得ズト雖モ
ダカラ證書バカリデ宜シイ地所船舶ノ賣買ニハ出願ヲ要スルシ、
コウ云フ場合ニハ承諾ヲ得ズトモ宜シイト云フ輕重ノアルノハ公
平デナイ様ニ見ヘル

(栗原) 今日デモ地券ト賣渡證書ト戸長役場ノ印無證書ト委任狀
ガ御座イマスレバ登記ハスル

(元尾崎) 委任狀ハ本人ガ出ル代ハリダ

(委員長) 法文バカリノ事デスレバソウダケレトモ、今ノ處デ證書
デモ偽證ガアリ印判デモ偽筆ガアルカラ双方本人ガ出願スル様ニ
ナツテ居ル、混雜ガ多クテ事件ガ増スカラダロウ、此處ハソソナ
ニセストモ宜シイ唯地所、船舶、家屋ノ賣買丈ケ本人ガ出レバ宜
シイト云フ區別ハ入ラヌ事ニナツテ來ル

(南部) 之ハ裁判ヲ受ケタモノト見レバ仕方ガ御座イマスマイ、
初ノ契約丈ケデ登記シナイノガ違約デ御座イマスカラ其レチ登記
シナイノハ賣主ガ悪ルイ、其レデ御座イマスカラ其契約ニ依テ登
記スルノハ差支ナイ其レチ出來ナイトナルト契約チシテ後ニ登記
スルトキ否ダト云フト出來ナイ事ニナリマス

(委員長) 之ハ「得スト雖モ」ダカラ何トモ云ハンデ宜シイ
(松岡) 承諾チスルノガ當リ前デ後令否ト云チウトモト云フノデ
御座イマシヨウ

(栗塚) 私ハ相談ニ及バヌト思ヒマス

(渡) 「承諾ヲ得スト雖モ」ト云フノハ無言デヤツテモ宜シイト
見ヘル

(委員長) 佛蘭西デハ登記ヲスルニ一方ノ人ヲ呼バヌカ

(栗塚) 一方ノ人ヲ呼フ必要ハナイ、私ガ地所ヲ買ウノデモ相手
方ノ證書ヲ集メテモ宜シイ

(委員長) 委任狀ガアレバ宜シイガ之ニナレバ委任狀ハ入ラヌ

(松岡) 最初譲渡ト派分ノ間ニ登記スルノガ現行法ニアルノデス、
此處ハ二人ノ行爲ガアツテ三番ノ人ガ二人ノ間ノ登記ヲサセルト
云フノデ御座イマスカラ登記シテ呉レト云ハナケレバ無沙汰デシ
様ト云テモ出来様ガナイ、契約證書ハ甲乙ガ持テ居ル、丙ガ乙カ
ラ買受ケタ爲メニ自分ノ權利ヲ確カノ様ト云フノデ御座イマスカ
ラ甲ノ所ノ證書ガナケレバ確カメル事ハ出来ヌ

民権十五ノ一二八

(委員長) 苦情ヲ云テ出願シナイトキハ其レヲ審カンノデ登記役所

ヘ往ツテ本人ガ承諾シナイカラ登記シテ下サイト云フナラ宜シイ
ガ、其レヲ云ハヌトキハ自分ニ權利ガアル

(松岡) 此法律デ承諾ガナクモ出来ルト云フ權利ヲ與ヘテ御座イ
マセン、登記ハ丙ガ幾ラ登記役所ヘ往ツテモ出来マセン恰度之ハ

獨逸ノ強制執行ノ三ヶ條ニアル様ナモノデ、登記ハ即チ強制執行
ダ裁判ヲ受ケタカラ登記ガ出来ルト云フノト同ジ事ニナル

(委員長) 貴君ノ仰シヤル様ニスレバ「原契約ノ承諾ヲ受ク之ヲ
得スト雖モ」ト審カナケレバナラヌ

(松岡) ソウデス

(元尾崎) 甲ニ知ラセスシテ乙ト丙トデ登記役所ヘ行ク事ガ出来
ル

(南部) 其レハ出来ヌ事ハナイガ、出来テモ差支ナイ

(委員長) 伊太利ニ千百四十二條ハアルカ

(栗塚) アリマス、尾崎(元)サンガ利害關係人デ自分ノ權利ヲ登記セシムルコトガ出來ル其トキハ南部サント買主ノ委員長ノ承諾ガナクモ出來ル

(村田) 即チ甲乙ノ間ノ證書ダ

(南部) 尾崎サンガ若シ此證書ヲ登記致シマセントキニハ私ハ其地所ヲ他ヘ賣ルカモ知レマセン其トキ尾崎サンノ賣ノ功ハナクナツテ仕舞フ

(委員長) 其爲ノニハ宜シイカ貴君モ登記シテ居ラズ、私モ登記シテ居ラズ、尾崎サンニ至テ始ノテ登記スル

(南部) 私ト貴君ト登記スル、尾崎サンガ登記スル時分ニ貴君ト私ノ證書ヲ持テ行カナケレバ登記シマセン

(委員長) 尾崎サンノ證書ノ中ヘ南部サンノ地所デアツタノヲ讓

リ受ケテ今御尾崎サンニ賣入レシタト云フカラ尾崎サント私ノ契約書ニ書イテアル、其契約書ニ依テ登記スル

(南部) 當事者ノ間ノ契約書デナケレバイケマセン

(委員長) 登記ヲ承諾セヌモノハ證書ヲ見セ様ガナイ

(南部) 双方取り換ハセテ居リマス

(委員長) 原契約書ト云フカラ貴君モ私モ承諾セヌノチ松岡サンガ登記スルノダロウ

(南部) 尾崎サンノ所有者ハ貴君デ御座イマスカラ其間ハ當事者デ御座イマス

(委員長) 貴君ト私トノ契約書デナイ、尾崎サント私ノ間ノ事ヲ登記シテ賣フ

(南部) ソウデハアリマセン、私ト貴君ノ證書ヲ以テ尾崎サンカラ届ケル

(委員長) 其レハ尾崎サント私ノ間ノ契約ヲ確カノル爲メデアツ
テ、貴君ト私ノ間ノ契約ヲ確カノル爲メデアナイ、私ノ云フ處ハ貴
君ト私ノ契約ハ誰ガヤツテモ尾崎サント私ノ間ノ契約ヲ確カノル
登記デ第一第二ノ人モ登記シテ居ラヌニ第三ノ人ガ承諾ナクシテ
登記シテ良サソウナモノダ

(南部) 尋常ノ事ト異常ノ事トヲ御混淆ニナツテ居リマス、只今
デモ甲乙丙ト三人居ル、甲乙ノ登記ノ額ヘテ居ルトキハドウスル
ト云フ伺ヒガアリマシタ、ソレハ仕方ガナイ、其レハ丙ガ登記シ
テ良イト云フ事ニナツテ居リマス

(栗塚) 懸然ト利害ノ關係人デアル、若シ南部サンノ物ダト云フ
テ他ヘ賣ラレテハ構ハヌカラ抵當ニ取タト云フ事ニナルカラ尾崎
サンハ安心ガ出來ル、其レガ登記ガ出來ヌトナレバ不動産ノ融通
ガ止ツテ仕舞フ

(委員長) 承諾セヌトカ死ンダトキハ宜シイガ「承諾ヲ得スト雖
モ」ト云ヘバ承諾シテモセシテモト云フ事ニナル、之ハ承諾ヲ
得ルノガ本体デアツテ得ラレナイトキハコウスルト云フナレバ宜
シイガ、初メカラ承諾ヲ得ズシテ宜シイト云ヘバ現行ノ登記モ承
諾シナイデ宜シイ

(南部) 「承諾セヌトキハ」ト云フテモ宜シイ

(栗塚) 其レハ差支アリマセン、唯南部サンガ故障ヲ云テ承諾ヲ
セヌトキハ

(元尾崎) 其トキハ斷ヘルガ宜シイ、二項ヲ削レバソウナル

(栗塚) ソウスレバ其間ハ抵當ニ取ル事モ委員長ガ賣ル事モ出來
ヌ

(松岡) 承諾セヌト云フ事ヲ證明スルノハドウシテスルカ

(元尾崎) 其レハ二番目ノ人ト三番目ノ人ト往テ云ヘバ出來ルト

云フデハナイカ

(松岡) 承諾シナイト云フ證明チシナケレバナラヌ

(元尾崎) 承諾チセンドモ宜シイト云フ本則ダカラ證明スルニ及

バヌ

(委員長) 松岡サンノ味方ナラ宜シイガ、ソウハ解セラレナイ

(委員長) 原告者ノ旨意ハ松岡サンノ旨意カ、栗塚ノ旨意カ分ラ

ヌ

(南部) 元トノ旨意ハ栗塚君ノ云フ旨意ダ

(元尾崎) 松岡サンハ無理ニ引付ケテ見ルノダ己ニ賣ツタト云フ

テ何ゼ登記センド置タカ

(松岡) ソンナ事チ云ツタラ止ノルカ知レマセン

(元尾崎) 一旦契約シタルモノチ止ノヌト云フノハ君方モ承知ダ

ロウ

(渡) 「契約者ニ請求セサル場合ト雖モ」トスレバ宜シイ、削ル
ノハ良クナイ

(大尾崎) 一体登記シテナイモノチ抵當ニ取ル筈ハナイ

(委員長) 「ボアソナード」ノ旨意ハ買主モ買主モ關係セヌトア

ル

(栗塚) 買主ハ義務チ示シテアルカラ承知チスルダロウガ、買主

ハ知ラヌト云フダロウ、其レハ買主人ガスルガ宜シイト云テモ其

時買主ニ頼ノバ承知スルニ違ヒナイ、南部サント云フ買主ノ承諾

ナクモ登記スル事ガ出来ルトアリマス

(委員長) ソレノミナラズ買主ノ承諾ナクモ出来ルトアルカラ、

南部サント契約シテ尾崎サンカラ金チ借ル當時ニ證書チ見セテ契

約書チ書イテ箇様々々ナ文章デ南部サント契約シテ所有權ガ移ツ

テ居ル

(委員長) 其レガ宜シケレバ他ノ地所賣買デモ承諾ヲ得ンデ出來
ソウナモノダ

(栗塚) 其レハ別デ御座イマス、間ノ所有權ノ定マリ方ヲキノタ
ノデス

(委員長) 賣買ニシロ服従シナケレバナラヌト云フ程ノ力ヲ持ツ
モノナレバ他ノ契約書モ承諾ナクモ効力ガアリソウナモノダ

(栗塚) 其レハ今日ノガ良イカ悪ルイカノ問題デス

(元尾崎) 返ヘリ附文ト云フノガアル

(大尾崎) 元來登記シテナケレバ金ヲ貸サヌ

(栗塚) 私ガ極ク南部サンチ信ジテ居ラナケレバ登記シナイ

(松岡) 之ハ私ノ解スルノガ良カロウト思ヒマスガ「ボアソナ」ト
ニ關イテ買チウ

(委員長) 註ニモ立派ニアリマス、尤モ尾崎サンノ論ハ私ノ論ト

ハ違ウカ知レヌガ、第二ノ得取ダケニ對シテハ前ノ權利ヲ確カノ
ルニ容易ニスルガ、人ト人ト相互ノトキハ簡易デナイ、一方チ鄭
重ニシナケレバナラヌト云ヘバ一方モ鄭重ニシナケレバナラヌ、
此處ハ簡便デアルガ其裏デ混雜チ受ケルノハ免カレヌカラ其處ハ
講究シ度イト思ヒマス

(南部) 講究ナサル程ノ事ハナイ

(委員長) 伊太利法ニモ原契約者ノ承諾チ得ズシテト云フ事ハナ
イ、第三者ハ仕合セカ知レヌケレドモ南部サンハ利益ガナイ

(栗塚) 利益ガナイドコロデハナイ、貴君ノ取テ仕舞ツタノデス
カラ

(委員長) 其トキ登記チシナイノチ第三ノ人ノトキ登記シナケレ
バナラヌト云フ必要ガアルカナイカ、ソウ云フ場合ニハ元トノ人
ノ登記カラサセテヤルノガ當然デ、登記チシナケレバ承諾サセテ

ヤル

(果報) 併シ何カ必要ガアリマシヨウ

(委員長) ケレトモ人ハ死ニモスルシ、如何ナル態ガアルカ知レヌ、然ル爲ノニ登記ヲスルノハ當然ダ其レチセズシテ居ル位ノ者ハ承諾チセズシテ第三者ガ一人デ往テ登記チシテ宜シイト云ヘバ地所ノ買買モ何モ契約サヘアレバ承諾サセル必要ハナイ、其レ程ナレバ此處ノミデハナイ、全体ノ登記ハ總テ契約書ニ依テヤル承諾ハ人ラヌト云ハナケレバナラヌ其レチ一方ハ即チ不動産ノ買買移轉ハ總テ双方ノ承諾チ得ナケレバ登記チサセヌト云フ事チ置イテ此處丈ケハ簡便ニナルニ依テ第三者ガ登記サヘスレバ第一モ第二モ何トモ云フ事ハナラヌト不權衡ニ定メルカ

(果報) 貴君ガ勝手ニ登記ナサイ、兩人ノ間ハ登記ナドチスルニ及バヌ、處ガ抵當ノ取主ハ復タ南部サンガ他ヘ賣ル事ガアルカ知

民権十五ノ一三三

レヌカラ登記スル

(委員長) ソンナラ尋常ノ不動産ノ登記モ同ジ事ダ

(果報) 同ジ事デス

(委員長) 此手續チ簡様ニシテ宜シイト云ヘバ今日ノ手續モ簡様ニシテ宜サソウナモノダ、兩人ノ間ノ契約ハ現行法ナレバ南部サント我輩ト買買シタトスレバ南部サンノ承諾チ得テ登記所ヘ行ク

(果報) 抵當ニ付テハ承諾ガ入ル

(委員長) 抵當ニハアル、我輩ト尾崎サント抵當ハ承諾シタケレドモ登記ノ事ハ我輩ノ承諾チ經ンデモ尾崎サンハ登記ガ出來ル、其レデ功力ガアル、登記法ハ南部サント我輩ト登記チシナケレバナラヌトナツテ居ル

(果報) ソレハ登記スルトキ二人デ出ルト云フ話シデス

(南部) 否ト云フタトキ仕方ガ御座イマスマイ

(委員長) 現行法デ否ト云フタラドウスル

(南部) 現行法ハ二人ノ間チ云フノデ御座イマスカラ向ウガ承知
チスレバ當リ前ノ手續チスル、何ゼ承諾ガ入ラヌカト云フト若シ
承諾セシムルト云テモ承諾サセル事ガ出来マセンカラ

(委員長) 之ハ承諾チサセンデモ宜シイト云フ事ダ、二項ノ場合
ト現行法ノ登記ノ場合デハ其權利ヲ確カノルニ於テ違ツタ事ハナ
イ

(南部) 現行法デ先取特權ナドチ支配スル事ハ出来マセン

(委員長) 之ハ承諾チ得ルト得ヌトノ違ヒダカラ

(南部) 現行法ノ承諾チ得ルト云フノハ

(栗塚) 此處ハ貴君ト五、六ヶ月前ニアツタ賣買ノ事チ登記スル

(委員長) ソウ解シテハイケナイ

(南部) ソレハソウデス

(委員長) 前ノ事チ登記スルノハ自分ノ抵當チ確カノルノダカラ

(栗塚) 右ノ登記ト云フノハ南部サント、貴君トノ事チ尾崎サンガ
登記サセレバ自分ノ權利ガ確カマル

(委員長) 尾崎サンガ取ツタ抵當チ確カノル爲ノニ登記スルノダ

(栗塚) 兩人ガ賣買ト云フモノガ確カニナツタ層レバ私ガ登記サ
セテモ良カロウ

(委員長) 登記官ノ面前デスルト云フノハ今日必要ナ處ダ、其レ
チ契約ハ何時シタヤラ分ラヌノチ其者ガ承諾センデモヤルト云フ
事ハナイ

(元尾崎) 六ヶ月モ前ノナラ古證文カ何カ分ラヌ、其レダカラ本
人ガ出テ行カナケレバナラヌ

(委員長) 法律チ丸呑ミニサレテハ困ルカラ良ク願シテ貴ヒ度イ
ガ、私ノ云フノハ原告者ガ「契約者ノ承諾チ得ス」ト云フ事チ入

レタ所以ハドウ云フモノカト云フ事ヲ講究シテ實ヒ度イ

(栗塚) 詰リ今日ノ處デ甲乙ノ間ノ登記ニハ双方出ルト云ヒ、第三者ノ所ハ審イテナイガドウシタラ良カロウト云フ御考デスガ、第三者ニ賣ル量見モ何モナシデ南部サント賣買ガ成立テ其レヲ抵當トスルトキ尾崎サンハ貴君ノ地所ト仰シヤルケレトモ南部サンノモノデハアリマセンカ、其レハ登記コソシナイケレドモ證書ガアル、私ハ信用ガ出来ヌカラ兩人デ登記シテ参リマシヨウト云フ事ガ出タトキハドウシマスカ

(委員長) 尾崎サンノ登記ヲシテ賣フノハ何ノ爲ノカ第三者ノ爲ノニ登記スル、第一者ノ關係ノ爲ノニ登記シ置ク場合デアル、唯二人デヤルトキハ第三者ノ爲ノニ登記スルノデアル第三者ノ爲ノニ登記チスルトキハ登記官ノ面前ニ出ナケレバナラヌ、第四者ノ爲ノニスルノハ何ゼ承諾ガ入ラヌカ

長續十五ノ一三五

(栗塚) 登記ガシテアリマスカト聞イテ、登記ハシテアリマセント云ヘバシテナケレバ金ヲ貸ス事ハ出来マセン、其レハ兩人ノ間デ信用ガアリマスカラソレデハ登記シテ参リマシヨウト云フ

(松岡) 抵當ヲ取ルト云フ相談ノトキナレバ宜シイガ、自分ノ抵當ハ濟ンデ仕舞ツテ居ル、已ニ自分ノハ公示シタ程ノ事デアツテモ元トノガ登記ガナケレバ元トノ人ニ向ツテ口ガキケナイ、其時分ニ元トノ人ノ契約ヲ登記シ續ト云フトキ元トノ人ノ承諾ドコロデハナイ何モ云ハズシテ一人デ登記スルノハ如何ナル程術ガアツテ知ルカ

(栗塚) 前ノ條デハ抵當取主ガ南部サント委員長トノ間ニアツタ譲渡チ登記シテナイトキハ私ガ實ニ取ロウトモ私ノ權チ登記スル事ハ出来ヌ、登記シテモ對抗ハ出来ヌ

(松岡) 何チ登記スルダロウ

(栗塚) 所有權ガ貴君ニ移ツテ居ルト云フ事ヲ

(松岡) 貴君ハ私ノモノト信用シテ質物ニ取ツテ居ル

(栗塚) 貴所ノ物ト云フ事ヲ信用シナケレバ金モ貸サヌ

(松岡) 貴所ノ云フ様ニスルト公示ヨリ前ニスルトキニ限ル様ニナル

(栗塚) 前デモ後デモ假令バ南部サンハ貴君ガ所有者デナイト云フ事ハ云フマイ万一彼ハ賣テナイト云フ様デハ困ルカラ南部サンガ賣ツタト云フ事ヲ登記シテ置キ度イ其レハ南部サンノ承諾モ貴君ノ承諾モ受ケナイデ宜シイ

(松岡) ドウシテ知レルダロウ

(栗塚) 登記役所ニ「南部サン」ト云フ事ガ書イテアル、ドウ云フ譯ダト云フト之ハ南部君デアツタト云フ、ソシテ登記シ様否ト云フテモサセル

(松岡) 其レハ神通力ガナケレバ分ラヌ、已ニ公示スルト云フノ

ハ登記ヨリ前ニ合意ノアツタノガアル、其レハ對抗ガ出來得ヌ

(栗塚) 第三者ガ知テ居ルト見ナケレバナラヌ

(松岡) 共有物デアツタリ會社デアツタリスルトキハ必ラズ南部サンノモノト思フ筈ハナイ私ノ物ト思フカ知レヌ

(栗塚) 然ルニ登記シテ置キ度イト云フ念ハ何カラ出來テ來マス

(松岡) 買主モ賣主モ承諾ガ得ヌトキ登記役所ニ往ツテモ分ラヌ

(栗塚) 之ハ南部サンノ地所トナツテ居リマシタガ、私ガ抵當ニ取リマシタトキニ始メテ貴君ノ物ト云フ事ガ分ツテ居ル

(松岡) 其レハ共同ニ派分スル様ナモノダ

(栗塚) 元トノ名ガ貴君トナツテ居ラヌ登記役所ノ帳簿ガ分ツテ居ラヌ場合ニ書換ヘガ出來ル

(松岡) ドウシテ出來ルダロウ、餘リ私ノ云フノハ賣主買主ノ承

諾ヲ得ズ走ツテ往ツテ出來ル筈ハナイ

(樂賑) 賣主ト買主ノ關係ガ定マツテ居ラヌ以上ハ初マル筈ハナ

イ

(元尾崎) 起案者ニ關タガ宜シイ

(清岡) 委員長ノ云ハル、如ク承諾ヲ要スルガ良イカ悪ルイカヲ

講究モスルガ宜シイ

(委員長) 起草者ニ關タノハ別段ノ事トシテ現行ノ法律ハ獨リデ

出タノデナイ、佛蘭西ノ登記法ニ因ツタノデ登記官ノ面前デヤル

トナツテ居ルカラ現行ノ法律ハ面前デヤラナケレバナラヌ、然ル

ニ此處デハ一方デ宜シイト云フガ之ハ一樣ニナルベキモノカ、其

レ種ノ區別ヲシナケレバナラヌモノカト云フ事ヲ報告委員ニ於テ

モ調ベテ貰ヒ度イ

本條ハ報告委員ニ於テ調査シ且起案者ニ質問スル事ニ決ス

○第千百八十七條朗讀ス

第千百八十七條 若シ移付又ハ派分ノ證書ニ其對價物ノ全部若ク

ハ一分ヲ未タ辨濟セサル事又ハ負擔ノ付セラレタル事ヲ記載セ

サルトキハ債務ノ成立スル間ハ日後ノ證書ヲ以テ此遺脱ヲ補フ

事ヲ得テ其證書ハ債權者ノ注意ヲ以テ移付ノ證書ト相合シテ之

ヲ公示スル事ヲ得

若シ右ノ證書ヲ登記ヲ以テ公示セサルトキハ移付者ハ何時ニテ

モ抵當ノ事ニ定ムル所ノ方式ニテ爲シタル要旨ノ記入ヲ以テ其

證書ヲ表顯スル事ヲ得然レトモ此場合ニ於テ先取特權ハ單純ナ

ル法律上ノ抵當ニ變性ス

二回ノ公示ノ間ニ於テ債務者ニ移轉セラレタル不動産ニ付テノ

物權ヲ債務者ノ權ニ基キテ得取シ且合式ニ之ヲ公示シタル第三

者ニハ右ノ抵當ヲ以テ對抗スル事ヲ得ス

若シ移付若クハ派分ノ證書ニ記シタル負擔又ハ擔保ノ未定債權
カ主タル證書ヨリ後ノ證書ニ於テノミ評價セラレタルトキモ亦
同シ但其證書ノ抵當記入ハ其記入ヲ爲シタル日附ノミニ於テ債
權者ニ其順位ヲ付與ス

(修正案) 第一項「負擔ノ付セラレタル事ヲ」ヲ「負擔ノ付シ
有ル事ヲ」ト改メ「補フ事ヲ得テ」ヲ「補フ事ヲ得且」ト改メ
「相」ノ一字ヲ刪ル

同條第二項 「右ノ」ヲ「右日。後ハ」ト改メ「登記ヲ以テ」ヲ
「登。記。ト。共。ニ」ト改メ「所ノ」ノ二字ヲ刪リ「然レトモ」ヲ「
但」ト改ム

同條第三、四項 左ノ如ク改ム

第三項

右ノ低書ハ二箇ノ公示ノ間ニ於テ債務者ノ權利ニ基キ物權ヲ

取得シ且合式ニ之ヲ公示シタル第三者ニ之ヲ以テ對抗スル事
ヲ得ス

第四項

若シ讓渡若クハ派分ノ證書ニ記シタル負擔又ハ擔保ノ評價ヲ
日後ノ證書ニ記載シタルトキモ亦同シ但證書ノ抵當記入ハ其
記入ヲ爲シタル日附ニ從ヒ債權者ノ順位ヲ定ム

- (栗塚) 「若シ」ヲ削ツテ「讓渡又ハ派分ニ因リ」ト致シマス
- (元尾崎) 二項ハ讓渡人バカリカ、派分ノ方ハ籠ツテ居ラヌカ
- (村田) 「讓渡ハ」デハナイカ、英文デハ「讓渡」ニナツテ居ル
- (元尾崎) ソレナラ宜シイガ、讓渡人ト云フト賣買バカリニナル
- (委員長) 其レヲ云ヘバ一項モソウダ
- (栗塚) 一項モ「讓渡又ハ派分ノ證書」ト致シマシヨウ二項モ「
讓渡人又ハ共同派分者ハ」ト致シマス

(元尾崎) 「債權者ハ」デモ宜シイデハナイカ

(栗塚) 「債權者」デモ宜シイ

(横村) 其證書ヲ表題スルト云フノハ公示デスカ

(栗塚) 公示デ御座イマス、公示ノ結果デ御座イマス

(横村) 「公示」トシテハ悪ルイカ

(栗塚) 記入ヲ以テ表示スルト云フノガ公示デ御座イマスカラ記入スルト云フト重複ニナリマシヨウ

(村田) 一項ノ「派分」ノ上ニ「登記シタル」ト云フ字ハアリマセンカ

(栗塚) アリマセン

(委員長) 「債權者ノ權利ニ基キテ物權ヲ取得シ」ト云フノハ

(栗塚) 債權者ガ誰レニカ賣テアツタト云ヘバ債權者ノ相續人ガ權利ヲ得ル、債權者ニ相續シテトカ、債權者ニ代位シテトカ云フ

事デス

(委員長) 債權者ノ權利ニ基キテ取得シタルモノハ

(栗塚) 債權者カラ物ヲ買テ合式ニ公示シタルデ御座イマス

(委員長) ソウカ、債權者ガ取得シタ様ニ見ヘル

(松岡) 二項ハチト分リ兼ル「若シ右ノ證書ヲ登記ヲ以テ公示セ

サルトキハ」ト云フ事ニナルガ一項デハ主タル證書ヲ登記シテナ

カツタトキハ後チニ行ヘル、二項デハ主タル證書ノ登記シテナカ

ツタトキハ一分ヤ何カノ事柄ガ必要ニナツタトキハ其レニ附記シ

テ出サセル、其レヲ修正デハ「日後ノ證書ヲ登記セサルトキハ」

ト云フト違ウ

(栗塚) 右ノ證書ト云フノハ何デス

(松岡) 註ヲ見ルト主タル物ヲ登記シタケレドモ色々ノ事ヲ何シ

テナイトキハ日後ノ證書ヲ補フ、右ニ反シテ一ノ區別ガアルニ主

タル證書ノ登記ノ非サルトキハ補充證書ヲ加ヘテ登記スルト云フ
ノダガ、日後ノ證書ヲ登記ト共ニト云フト違ウ

(栗塚) 日後ノ證書ヲ本證書ノ爲ノニト云フノデ御座イマス

(松岡) 元トノ分ガ主タル證書ニ登記シテナイトキハト云フノダ

(南部) 譲渡ノ證書ガ抵當ニナル

(栗塚) 註ノ二項ニ若シ其證書ガ登記ト共ニ記入セラレサルトキ
ニハ譲渡人ハ次ギニ之ヲ示ス事ガ出来ル

(南部) 二項ノ場合デハナイ一項ノ場合ダ

(松岡) 前項チ二ツニ分ケルノハ已ニ登記チシタトキト、登記チ
シテナイトキト云フノカ

(栗塚) 左様デス「日後ノ證書ヲ譲渡シ又ハ派分ノ證書ト共ニ公
示セサルトキハ」トシテモ宜シウ御座イマス

(村田) 其方ガ良カロウ

(栗塚) 「證書ノ登記ト共ニ」デモ宜シイ

(委員長) 三項ガ分ラヌ

(栗塚) 二箇ノ公示ノ間ニ、南部サンノ公示ニ基イテ栗塚ガ物權
ヲ得タトキハ栗塚ニ對抗ハ出来ヌゾヨ、南部サンガ抵當權ガアル
ト云テモ其レハ出来ヌ

(南部) 登記セズシテ他ヘ移ツタノデ御座イマスカラ

(委員長) 公示ノ間ト云フト一方ガヤツテ、一方ガヤラヌ間ノ様
ニ見ヘル

(栗塚) 元トノ證書ハ登記ガシテアル、二度目ノ代價ガ不足シテ
アルトカ

(松岡) 主タル證書ノナイ間ハ一所ニ出来ル

(栗塚) ソウデス其間ニヤラレタモノガ三項デス

(松岡) 代價ヲ取ラシテ居テ一所ニ公示スレバ賣ツタト云フ事ダ

ケ單純ニ登記シテ後チニ代價未済ト書ケバ

(栗塚) 知ラヌ前ニ抵當ニ取ツタ者ハ知リマセメント云フ事ガ出來ル

(松岡) 四項ハ假令バ負擔ガアツテ代價未済ト書イテアツテモ高ガ書イテナケレバ役ニ立タヌ高チ書イタ日カラ抵當ニナル

(栗塚) ソウデス

(委員長) 右ノ抵當ガ二箇ノ公示ノ間ニ於テト云フト最初ニ賣買契約ヲシタト云フモノト、今度ノ日後ノ證書ノ間ニ見ヘヌ様ダ、二箇ト云フノハ日後ノ證書ト合シテ公示スルト云フ様ニ見ヘルカラ、ソウスルト日後ノ證書ノ補ヒテシテカラ今度譲渡派分ノ證書ト合シテ公示セヌ前ニ離レカ外ノ者ガ合式ニ公示シタトキハト云フ様ニ見ヘハセヌカ

(元尾崎) 之デ宜シイト思フ

(委員長) 二箇ノ證書ハ

(栗塚) 日後ノ證書ト譲渡派分ノ證書ヲ御座イマス

(委員長) 日後ノ證書ガ先キヘ書イテアルカラ本證書ノ前ト讀ミハセヌカ

(南部) 其疑ヒハアリマセン

(委員長) 權利ニ基イテ得取シタト云フノハドウカ知ラヌ

(栗塚) 直譯スルト債務者ノ一方カラト云フノデ御座イマス

(委員長) 權利ニ基ツキハ澤山極ツテ居ルカ知レマセンガ

(栗塚) 之ハ大體研究シテ再調査ガ宜シイト云フノデ實作サンモ服シタノデ御座イマス

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項「移付ノ證書ト相合シテ」ヲ「譲渡又ハ派分ノ證書ト合シテ」ト改メ第二項「若シ右ノ證書ヲ登記」ヲ「若シ右日後ノ

證書ヲ譲渡又ハ派分ノ證書登記」ト改ノ「移付者」チ「債權者」ト改ノ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千八百八十八條朗讀ス

第千八百八十八條 賣主及ヒ其他ノ移付者又ハ共同派分者ノ先取特權ガ法律上ノ抵當ニ變性シタルトキハ右抵當ノ記入前ニ移付又ハ派分ノ目的タル不動産ニ付テノ物權ヲ債務者ノ權ニ基キテ得取シ且合式ニ保存シタル第三者ヲ害シテ義務不履行ノ爲メノ解除訴權ヲ行フ事ヲ得ス（一千八百五十五年三月二十三日ノ拂法律第七條）

（栗塚） 本條ハ質問中デ御座イマス、其質問ノ點ハ解除訴權ヲ行フ事ヲ得スト云フ解除訴權ノ意味デ御座イマス其レヲ質問中デ御座イマス、法律上ノ抵當ニ變性シタト云ヘバ解除訴權ハナサソウナモノダ

（南部） 前ノハ持ツケレドモ後チノハ持タヌ

（栗塚） 抵當ニ變ジテ解除訴權ヲ行フハ變デ御座イマスカラ質問致シマシタ

（橋村） 之ハ答ヘノアル迄此儘ニ置イテ先キへ行キマシヨウ

本條ハ起案者ニ質問中ニ付未定

○第千八百八十九條朗讀ス

第千八百八十九條 工匠、技術師又ハ工事請負人ノ先取特權ハ第千七百七十九條ニ定メタル最初ノ二箇ノ調査ノ記入ニ因リテ保存セラル

場所ノ現状ヲ證明シ及ヒ行フ可キ工事ヲ指示スル第一調査ハ工事ヲ始ムル前ニ之ヲ記入スル事ヲ要ス
該成シ又ハ絶止シタル右ノ工事ヨリ生スル増價ヲ證明スル第二調査ハ前記ノ條ニ定メタル期間ニ爲セシ其作成ヨリ一ヶ月内ニ

於テ之ヲ記入スル事ヲ要ス

第二調査ノ記入ノ効力ハ第一調査ノ日附ニ溯及シ總テ工事前又ハ工事後ニ債務者ト約定シタル各人ニ對シ先取特權アル債權者ニ其増價ニ付キ優先權ヲ保ス(第二千百十條)

利害關係人中一人ノ爲シタル右調査ノ記入ハ委任ナキトキト雖モ他ノ者ニ利シ且總テノ者ヲシテ其債權ノ割合ニ應ジテ辨濟ヲ受クル爲メ同一ノ順位ヲ保有セシム但此力爲メニハ有益ノ時期ニ於テ必要ナル證明ヲ爲ス事ヲ要ス

(修正案) 第一項「最初ノ二箇」ヲ「第一第二」ト改メ「記入ニ因リテ保存セラル」ヲ「記入ヲ以テ之ヲ保存ス」ト改ム

同條第二項 場所ヨリ指示スル」迄ヲ刪リ第一ノ上ニ「其」ノ一字ヲ挿入ス

同條第三項 左ノ如ク改ム

其第二調査ハ作成ヨリ一ヶ月内ニ於テ之ヲ記入スル事ヲ要ス
同條第四項 左ノ如ク改ム

第二調査ノ記入ノ効力ハ第一調査ノ日附ニ溯及シ且工事ノ前後債務者ト約定シタル各人ニ對シ其増價ニ於ル優先權ヲ先取特權アル債權者ニ保有セシム

同條第五項 「他ノ者ニ」ヲ「他ノ關係人ヲ」ト改メ「總テノ者ヲシテ」ヲ「總テノ者ニ」ト改メ「爲メ」ノ下「ノ」ノ一字ヲ挿入ス

但以下修正ノ意見アリト雖モ起草者ニ質問中ニ付キ他日報告スヘシ

(果敢) 「技術師」ハ「技師」ト致シマス

(元尾崎) 記入ト云フノハ登記ノ事ダロウ

(果敢) ソウデス

(松岡) 之モ「公示シ」トシタラ良カロウ

(元尾崎) 「第二調査ハ其作成ヨリ」トシタラ良カロウ

(渡) 「其」ハ削ルガ良カロウ

(栗塚) 其レデハ「第二調査ハ其作成ヨリ」ト致シマシヨウ、四項ハ「削及シ且工事ノ前後債務者ト約定シタル各人ニ對シ増價ニ於ケル優先權ヲ先取特權アル債權者ニ保有セシム」ト致シマス

(横村) 「其増價」ノ「其」ハアリマセンカ

(栗塚) 「増價ニ於ケル」デ宜シイト思ヒマス

(松岡) 「其」ノ有ル方ガ宜シイ

(渡) 五項ノ但以下ハ質問中トアル

(松岡) 入ラヌ事ト思フ

(栗塚) 質問ノ理由ヲ忘レマシタ

(松岡) 調査チ一所ニ指ヘタ人デ記入丈ケチ一人ガスレバ外へ係

ルト云フノダナ

(南部) ソウデス

(委員長) 一人ノ人が記入チスル迄ニ儘々ノ持分ヲ申出シテ置カ
ナケレバナラヌト云フノダカラ當然ダト云フノダロウ

(栗塚) 之チシナカツタラ無論出来ヌデハナイカ云フ迄ハナイ

(元尾崎) 跡カラ云フ事カ知レヌ

(栗塚) 證書ニ載テ届リマセンカラ但之ガ爲メニハトハナイノデ
御座イマス總テノモノガトアリマス、是レ丈ケノ事ナラ書クニ及
バズ但ガ入用ナラ何トカ入用ラシク書イテ呉レヌト是レ丈ケナレ
バ削リ度イト云フテヤツタノデ御座イマス

(横村) ソレデ置キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項第二項報告委員ノ修正ニ決ス第三項左ノ如ク改ム

第二調査ハ其作成ヨリ一ヶ月内ニ於テ之ヲ記入スル事ヲ要ス
第四項「其増價ニ」ハ原案ノ儘トシ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス
第五項但書ハ起案者ニ質問中ニ付未定トシ他ハ報告委員ノ修正
ニ決ス

○第千九百九十條朗讀ス

第千九百九十條 若シ前條ニ規定シタル期間ニ於テ二箇ノ調査中一
箇ノ記入ヲ爲サ、リシトキハ先取特權ハ法律上ノ抵當ニ變性シ
其抵當ノ順位ハ増價ニ付テハ左ノ日附ヲ以テ定メラル

第一 若シ第二調査ヲ工事ノ竣成又ハ絶止ノ時ヨリ三ヶ月内ニ
於テ作成シ且次月内ニ之ヲ記入シタルトキハ第一調査ノ遅延
記入ノ日附

第二 若シ右ノ三ヶ月内ニ於テ第二調査ヲ作成セス又ハ三ヶ月
内ニ於テ之ヲ作成シタルモ次月内ニ之ヲ記入セサルトキハ其

第二調査記入ノ日附（第千九百十三條）

（修正案） 第一項「一箇」ヲ「其一」ト改メ「抵當ノ」ノ三字
ト「増價ニ付テハ」ノ六字ヲ刪リ「定メラル」ヲ「之ヲ定ム」
ト改ム

（元尾崎） 「増價ニ付テ」ト云フ事ハ入用デハナイカ

（南部） 増價ト云フ事ハ初ノノ原則デ分ツテ居ル

（栗原） 前條ニ規定シタル期間ニ於テ二箇ノ調査中其一ノ記入ヲ
爲サ、リシトキハ先取特權ハ法律上ノ抵當ニ變性シ其順位ハ左ノ
日附ヲ以テ之ヲ定ム」ト致シマス

（村田） 之ハ第一調査ヲ作ラヌ場合デスカ

（栗原） 通常作ツタ場合デス第二ノ調査ガ記入シテアロウトモ第
一調査ガ記入シテナイトキハ第二調査ヲ記入シタトキカラダゾヨ

（村田） 第二調査ヲ記入シタ後ニ第一調査ヲ記入スル事ガ分ルカ

知ラス

(南部) ソンナ事ハナイ、第一調査ノ遅延記入ト云フ處デ遅クナツタ事ガ分ツテ居ル

(栗原) 詰リ怠リタル人チ責ムル爲ノニ怠リタル日カラト云フノデス

(元尾崎) 第二ノ場合ハ第一調査チ出シテ無クモカ

(栗原) 第一ガ立派デモ第二ガ後レテ居レバ其後レタ時ヨリト云フノデス

(大尾崎) 第二ノ調査チ遅延シテ記入シタトキハ其遅延シタ日カラ

(南部) 第二調査ガ規則通りニ往ツテ居レバデス

(松岡) 何デモ間違ヘバ間違ツタ時カラ食ヒ付カレル

(委員長) 前ノ同一ノ順位ト云フノハ均シク分ツト云フノデハア

リマセンカ

(栗原) 前ノハ左官ニ大工ニ家根屋ト居テ其内左官ガスレバ他ノ大工モ家根屋モ利益チ獲ツテ抵當權チ持テ居ルト云フノデ御座イマス

(委員長) 人間ガ別々ニナルカ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千百九十一條朗讀ス

第千百九十一條 得取、派分又ハ工事ノ爲メ初メニ金圓チ貸付ケタル者ニ第千百八十條第一項ニ從ヒテ屬スル先取特權ハ其者ノ代リタル債權者ト同一ノ方法チ以テ保存セラル

若シ右貸主カ後日代位ニ因リテ債權者ニ承継シタルトキ未ダ先取特權カ公示セラレサルニ居テハ其貸主ハ主タル證書及ヒ代位證書ノ登記又ハ記入ニ因リテ其公示チ爲サシム(第千百八條)

第一千二百十條

若シ公示ガ代位ニ先タツトキハ右貸主ハ登記シタル證書ノ繰邊ニ代位證書ノ附記ヲ請求スヘシ

右同一ノ公示ハ先取特權アル債權ノ讓受人ニ因リテ與ヘラルル第一千二百十二條

此終ノ二箇ノ場合ニ於テ其規定セラレタル附記ヲ爲サシムル事ヲ怠リタル代位者又ハ讓受人ハ以前善意ニテ債務者又ハ其承繼人トノ間ニ爲サレタル辨濟又ハ其他ノ免除ノ所爲ヲ非難スル事ヲ得ス

(修正案) 第一項左ノ如ク改ム

得取、派分又ハ工事ノ爲ノ初ノニ金圓ヲ貸付ケタル者ノ第一千八百十條第一項ニ從ヒ有スル先取特權ハ賣主共同派分者又ハ工事請負人ニ於ケルト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ保存ス

長編十五ノ一四七

同條第二項 「債權者」ヲ「賣主共同派分者又ハ工事請負人」ト改ム

同條第三項 貸主ノ上ヲ左ノ如ク改ム

若シ代位前ニ公示シアリタルトキハ

同條第四項 左ノ如ク改ム

又先取特權アル債權ヲ讓受ケタル者ハ讓渡證書ノ附記ヲ請求ス可シ

同條第五項 左ノ如ク改ム

此末ノ二箇ノ場合ニ於テ附記ヲ爲サシムル事ヲ遲延シタル代位者又ハ讓受人ハ其以前善意ニテ債務者又ハ其承繼人ト原債權者トノ間ニ爲サレタル辨濟又ハ其他ノ免除ノ行爲ヲ非難スル事ヲ得ス

(元尾崎) 「爲サレタル」ハ「爲シタル」デ宜シイ

(栗塚) 「アリタル」デ宜シウ御座イマス

(清岡) 「爲シタル」デモ宜シイ

(栗塚) 「爲シタル」行爲ヲ保存スル事ヲ得ス」ト致シマス

(元尾崎) 以前ト云フノハ登記ノ以前ト云フ事カ、ズツト前ト云フ事カ

(南部) 附記ヲスル以前ト云フノダ

(元尾崎) 以前ト云フト前ノ様ニ見ヘル

(栗塚) 「附記ノ以前」トヤリマスカ

(元尾崎) ソウスレバ宜シイ

(委員長) 一項ハ修正通りデ宜シイカ、賣主ト共同派分者ト工事請負人ニ限ルカ

(栗塚) 之ノ爲ノニ金ヲ貸シタノデ御座イマスカラ外ニハ御座イマセン

(委員長) 「先取特權ハ之レ々々ニ於ケルト同一ノ方法ヲ以テ保存ス」トアルカラ

(南部) 保存スハ登記ノ事ヲ指シテ屬リマス

(委員長) 貸付ケタルモノ、先取特權ハ之ヲ保存スト雖ンデ「一項ニ從ヒ有スル」ト云フノト、受買人ニ於ケルト云フノト、先取特權ハ共同派分者又ハ工事受買人ニ於ケルト云フノハ何かト云フト其主客ガ分ラヌ

(栗塚) 先取特權ハ同じ仕方デ保存スルゾヨ、茲ニ受買人ガアツテ司法省ヲ建ル金ガナイト云フテ私ガ貸シテヤレバ先取權ヲ持テ居ル

(委員長) 得取派分又ハ工事ノ爲ノ初ノニ金圓ヲ貸付ケタル者ニ第千八百八十條一項ニ從ヒト云フノハ即チ大工ニ金ヲ貸シタ者ハ大工ト同じク先取特權ヲ有スト八十條ニ在ル、其レデ借リタ者ト同

據ニ貸シタ者ガ先取特權ガアルト云フ事ガ書イテアル、其權ハ賣主共同派分者工事受買人ニ於ケルト云フノハ何處ニ在ルカ

(南部) 保存ノ仕方ハ八十四條ニアリマス

(委員長) 分ツテ居レバ實シイガ買主共同派分者得取派分者ト前

ニ書イテアルカラ同ジ事ダロウ

(果敢) 併シ金ヲ貸シタ人ト云フ事ハ書イテアリマセン

(委員長) 其レハ八十條ニ書イテアル

(南部) ソレハ保存デハアリマセン先取特權ノ事デス

(渡) 第二項ノ「未ダ先取特權ガ公示セラレサルニ於テハ」ト云

フノハ「未ダ先取特權ノ公示ナキニ於テハ」トシテハドウダ

(果敢) 其レガ宜シウ御座イマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項報告委員ノ修正ニ決ス

第二項「先取特權ガ公示セラレサルニ於テハ」ヲ「先取特權ノ

公示ナキニ於テハ」ト改ノ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第三項第四項ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第五項「爲サレタル」ヲ「爲シタル」ト改ノ他ハ報告委員ノ修

正ニ決ス

于時零時十分休憩

午後第一時開會

○第千百九十二條朗讀ス

第千百九十二條 利息又ハ利子ヲ生スル先取特權又ハ抵當ノ附キ

タル債權ニシテ上ニ記載シタル如クニ保存セラレタルモノハ利

息又ハ利子ノニケ年分ノミニ付テハ元本ト同一ノ順位ニ其配當

順序ヲ定ムル事ヲ得但滿期ノ利息又利子ノ中ニテ最モ蓄キモノ

、爲ノ順次ニ特別ノ抵當記入ヲ爲ス可キ債權者ノ權利ヲ妨ケス

（第二千五百五十一條）

（修正案） 「利子」ハ何レモ「年金」ト改メ「同一ノ順位ニ其配當順序ヲ定ムル事ヲ得」チ「同一ノ順位ニテ配當ニ加入スル事ヲ得」ト改メ「最モ舊キ」チ「二年以外ノ」ト改メ「順次」チ「漸次」ト改ム

（栗塚） 「利子」ハ皆「年金」トナリマス

（松岡） 不動産ヲ年金權デ賣ツタ場合カ

（栗塚） 左様デス

（清岡） 「保存セラレタル」ハ「保存シタル」デ良カロウ

（栗塚） 「保存シタル」デ宜シウ御座イマス

（元尾崎） 「ネガティブ」ノ方カラ書イテアルカラ分リ悪クイ

（栗塚） 「二ケ年分ニ非サレハ元本ト同一ノ順位ニテ其配當ニ加入スル事ヲ得ス」デモ宜シウ御座イマス

民権十五ノ一五〇

（南部） 其レガ良カロウ

（横村） 「二ケ年分ノ以内」デハドウカ

（栗塚） 其レデ宜シウ御座イマス

（松岡） 「分」ト云ヘバ「以内」ハ無クモ良カロウ

（栗塚） 下ニ「以外」トアリマスカラ「以内」デ宜シウ御座イマシヨウ

（北島） 「分」ノ字ハナイ方ガ宜シイ

（南部） 「分」ノ字ハナケレバナラヌ

（渡） 「二ケ年分以内」デ宜シイ

（南部） 「二ケ年分以内」ト云ヘバ宜シイガ「分以内」ト云フト可笑シイ

（元尾崎） 「二ケ年以内ノ分ニ非サレハ」ト云ヘバ分ル

（村田） ソウシマシヨウ

(西) 二ケ年ガ入ルカネ

(松岡) 無論入リマス

(西) ソンナラ「以内」ト云フノハ可笑シイ

(南部) 「分」ノ字ヲ削ロウ

(委員長) 横村サンノ云フ様ニ「以内」ト云フ事ハ入ラヌ

(栗塚) 「二ケ年分以内」デ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 二ケ年分以内ナラ誤ツテモ宜シイガ二ケ年内トシテ誤ルト困ルカラ

(南部) 元トガ付イテ先取權ヲ得ルカラ

(元尾崎) 「分以内」トシテ置コウ

本條「二ケ年分ノミニ付テハ」トアルヲ「二ケ年分以内ニ非サレハ」ト改ノ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

「利子ヲ生スル」ハ「年金ノ附キタル」ト次條ヲ讀スル際ニ

改ム(次條ノ筆記見合セ)

○第千九百九十二條第二朗讀ス

第千九百九十二條(第二) 死亡者ノ不動産ニ關シテ資産ノ離分ヲ

請求スル債權者及ヒ受囑者ハ自己ノ抵保ノ爲ノ留置セント欲ス

ル財産ニ付キ相續ノ發開ヨリ六ヶ月内ニ其債權又ハ贈遺ヲ記入

スル事ヲ要ス

其記入ニハ債權又ハ贈遺ノ額ト其記入ヲ爲ス主旨トヲ附記スル

事ヲ要ス

相續人ノ權ニ基キ右ノ期間内ニ爲シタル記入又ハ登記ハ離分者

ニ之ヲ以テ對抗スル事ヲ得ス但請負人ノ先取特權ニ關シ次條ニ

記載スルモノハ此限ニ在ラス(第千九百九十一條)

(修正案) 第一項「自己ノ」ノ三字ヲ削リ「抵保」ヲ「擔保」ト改ム

同條第三項 「權ニ基キ」ヲ「權利ニ基キ」ト改メ但ノ下ニ「工事」ノ二字ヲ挿入ス

(栗塚) 「自己ノ抵保」ハ「擔保」トナリマス第二項ノ「權ニ基キ」ハ「權利ニ基キ」トナリマス「受負人」ハ「工事受負人」トナリマス

(元尾崎) 「離分者」ト云フノハ離カ

(栗塚) 離分ヲ請求スル債權者受職者ヲ御座イマス

(南部) 「離分請求者」ガ宜シイカ知レヌ

(栗塚) 離分請求者ト致シマシヨウ

(元尾崎) ソレデ宜シイ、工事受負人ノ事ヲ出シテ來ナケレバナラヌカ

(南部) 工事受負ノ先取特權ハ對抗スル事ガ出來ルカラ

(元尾崎) 相續人ノ權ニ基イテ先取特權ヲ記入スル事ハナカロウ

(松岡) ソレハ無イ

(元尾崎) 此意味デハ當ラヌネ

(松岡) コウ云ハヌト皆對抗ガ出來ヌト思フ様ニナル、併シ登記記入ノ様ニ建物ガ一ツアル、工事受負人ハ夫ギニアル

(委員長) 年金ヲ生ズルト云フ事ハ前ノ條ニアルガ是レ迄澤山使ツテ來タカ

(栗塚) 申シマス

(委員長) 私ハ良ク覺ヘヌガ、年金ヲ定メルトカ年金ヲ生ズルトカ云フ事ヲ云フタカ知ラヌ

(南部) 年金權ガ年金ヲ生ズル

(委員長) 生スルノデナイ、付イテ居ルノダカラ

(松岡) 年金トナレバ元金モ混淆ニ來マスカラ生ズルト云フ事ハ六ヶ敷イカ知レヌ

(委員長) 生ズルト云フ字サへ書キ換へレバ宜シイ

(栗塚) 「付キタル」トスレバ宜シイノデ御座イマス、併シ「抵當ノ付キタル」ト云テアリマスカラ

(栗塚) 債權ガ利息ヲ生ジ年金ヲ生ズト云ヘソウナモノデス

(委員長) 年金ハ債權カラ生スルモノデナイ

(栗塚) 年金ヲ取ル權利即チ對人權ナル債權デス、私ガ貴君ニ年金ヲ差上グマシヨウト云ヘバ貴君ガ債權者デ貴君ガ債權ガアル爲ノニ私ハ年金ヲ出ス義務ガアル

(委員長) 年金ガ生ジテ來ルノデナイ、利息ガ生スルナラ宜シイガ、年金ノ生ズルト云フノハ少シク通用シ兼ル

(栗塚) 年金ヲ取ル支ケハ債權デ御座イマスカラ生ズルト申サナケレバナリマセン

(委員長) 「利息ノ生シ又ハ年金ノ付キタル先取特權」トスレバ

宜シイ

(栗塚) 矢張り債權デ御座イマスカラ利息又ハ年金ヲ生スル債權デ、先取特權ノ付イテ居ル先取特權デ御座イマス年金ヲ生スル先取特權デハ御座イマセン

(委員長) 債權ニシテモソウ云ハナケレバナラヌ、利息ノ生ジ又ハ年金ノ付キタル債權

(松岡) 利子ト書イテ置クト千百七十二條ニ「元本ニテ又ハ年金權ニテ定ノタル賣却代價」ト書イテ其下ヘ「利息又ハ利子」ト書イテアル、彼ハ年金トシテ利子ヲ止ノレバ彼處デ書イタノハ可笑シイ

(南部) 可笑シイ事ハナイ、利子ハ元本ニ付イテ居ル

(横村) 「利息ヲ生ズル又ハ年金ノ付キタル」トシタラドウダロウ

(果塚) 併シ「先取特權又ハ抵當ノ付キタル債權」ヲ止メナケレバナリマセン

(委員長) 「抵當ノ付キタル」ト云フ事ヲ云ハシテ良カロウ

(果塚) 唯ノ債權デモ先取特權ノ抵當ノアル債權デナケレバ茲ニ

論ズル事ハ出來マセンカラ

(委員長) 「付キタル」ト云ハシテモ宜シイ

(南部) 今迄付キタルトナツテ居リマス

(果塚) 「アル」トモナツテ居リマス

(元尾崎) 「抵當アル債權」デ宜シイデハナイカ

(委員長) 利息又ハ年金ヲ有スルトカ、持ツトカシテ「生スル」

ト云ハヌ方ガ宜シイ

(果塚) 「利息又ハ年金ノ付キタル先取特權又ハ抵當アル債權」

デモ宜シウ御座イマス

(果塚) 其レガ宜シイ

(松岡) 無抵當ト云フ事ガアルカラソレガ良カロウ

(委員長) 抵當ノ付キタルト云フノハ前ニアツタロウト思フカラ

前ト比ベテ見ナイトイケヌ

(果塚) 色々ニナツテモ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 意味ニハ害ハナイ

(村田) 第百九十五條ニ「抵當權アル」ト云テアル

本條第三項「離分者」ハ「離分請求者」ト改メ他ハ報告委員

ノ修正ニ決ス

○第百九十三條朗讀ス

第百九十三條 不動産ニ付キ先取特權アル債權者ノ間ニ於ケル

相互ノ優先權ハ左ノ順序ニ從フ

第一 工匠、技術師及ヒ工事請負人ノ債權カ後ニ生シタルトキ

ト雖モ是等ノ各人

其工事ヨリ生スル増價額カ此等ノ各人ニ全ク辨済スルニ足ラサル場合ニ於テハ此等ノ各人ハ其債權ノ割合ニ應シ皆同一ノ順位ニテ配當順序ヲ定メラル

第二 移付者又ハ共同派分者

逐次ノ移付又ハ派分ノ場合ニ於テハ優先權ハ相互ノ間ニ於テ最モ舊キ債權者ニ屬ス(第二千百三條第一號)

金圓ノ貸主ハ或ハ初ヨリ或ハ合意上ノ代位ニ因リ其金圓ニテ全部又ハ一分ノ辨済ヲ受ケタル債權者ト同一ノ順位ヲ有ス

資産ノ離分ヲ請求スル債權者及ヒ受贈者ハ死亡者ノ財産ニ付テハ其財産カ相続人ニ假シタル後相続財産ニ増價ヲ與ヘタル工匠、技術師及ヒ工事請負人ノミニ因リテ先セラル

資産ノ離分ハ死亡者ノ債權者及ヒ受贈者ノ間ニ於ケル其相互ノ

權利ヲ變更セス

(修正案) 第一號「請負人」ノ下左ノ如ク改ム

但其債權カ後ニ生シタルトキモ亦優先權ヲ有ス

同號末段 左ノ如ク改ム

其工事ヨリ生スル増價額カ右ノ各人ニ全ク辨済スルニ足ラサル場合ニ於テハ債權ノ割合ニ應シ同一ノ順位ニテ其配當加入ヲ定ム

第三項 「先セラル」ノ上「因リテ」ノ三字ヲ刪ル

(要録) 「第一工匠技術師及ヒ受贈人」トヤリマシタ「但其債權ハ後ニ生シタルトキモ亦優先權ヲ有ス」ト致シマス「其工事ヨリ生スル増價カ右ノ各人ニ全ク辨済スルニ足ラサル場合ニ於テハ債權ノ割合ニ應シ同一ノ順位ニテ其配當加入ヲ定ム」ト致シマス

(松岡) 一番先へ譲ツタ人が一番先キへ取ルト云フノカ

(栗塚) ソウデス

(委員長) 全部ノ辨済ヲ受ケタル債權者ト云フノハ

(栗塚) 無クテモ有ツテモ宜シイ

(委員長) 「一部ノ辨済ヲ受ケタル」ガ宜シイカ「全部」ト云フ
タカラ客ニナリヤセヌカ

(松岡) 詰リ代位トナル丈デ御座イマスカラ辨済ノ代位トナリマ
ス

(委員長) 害サヘナケレバアツテモ宜シイ全部ノ辨済ヲ受ケタ債
權者ガ順位ヲ譲ル事ガアルカ知ラヌ

(南部) 債權者トデ御座イマス

(栗塚) 工事受買人ナラ工事受買人ト同一デ御座イマス其代リニ
ナルノデ御座イマス

(委員長) 代リニナルト云フ事丈ダ

(松岡) 末項ハ債權者ハ受購者ニ先タツト云フノカ

(南部) ソウデス

(栗塚) 財産ヲ分トウト思フテモ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千百九十四條朗讀ス

第千百九十四條 先取特權ノ記入ノ方法、其更新及ヒ記入ノ抹殺
又ハ減少ヲ爲ス可キトキハ其抹殺又ハ減少ニ關スル規則ハ先取
特權及ヒ抵當權ニ共通ノモノニシテ抵當ノ事ニ付キ次章ニ於テ
之ヲ揭示ス

修正案 左ノ如ク改ム

先取特權ノ記入ノ方法其更新及ヒ記入ノ抹殺又ハ減少ニ關スル
規則ハ先取特權及ヒ抵當權ニ共通ノモノニシテ次章ニ之ヲ定ム
(栗塚) 「先取特權ノ記入ノ方法其更新及ヒ記入ノ抹殺又ハ減少

ニ關スル規則ハ先取特權及ヒ抵當權ニ共通ノモノニシテ次章ニ之ヲ定ムト致シマス

(松岡) 此初ノノ記入ハ登記ダロウ

(元尾崎) 登記ダ「登記ノ方法」トスレバ宜シイ

(栗塚) 更新ニハ方法ガナイ唯「記入」トスレバ宜シイノデス

(村田) 「方法」ト云フ字ハ入ラヌ

(栗塚) 佛蘭西ニハアリマセン

(松岡) 「共通ノモノニシテ」ハ可笑シイ

(委員長) 「記入ノ」ハ入ラヌ様ダ

(栗塚) 何ノ抹殺カ分ラヌデ御座イマシヨウ

(委員長) 「其」デ受ケルダロウ

(栗塚) 記入ノ更新デハ御座イマセン先取特權ノ更新デ御座イマ

ス

(委員長) 記入ノ更新ノ方法カト思ツタ

(元尾崎) 例レデモ同ジ事ダロウ記入ヲ更新スレバ特權ガ更新ス

ル

(栗塚) 原文ハ特權ト云フ字ガ被稱デ御座イマスカラ其レニ係テ

居リマス

(渡) 「先取特權ノ記入其更新」トヤロウ

(栗塚) ソレデモ宜シイ

(元尾崎) 「共通ニシテ」ダ

(栗塚) 「共通ニシテ」デモ宜シイ

本條ハ左ノ如ク改ム

先取特權ノ記入、其更新及ヒ記入ノ抹殺又ハ減少ニ關スル規則ハ先取特權及ヒ抵當權ニ共通ニシテ次章ニ之ヲ定ム

○第千百九十五條朗讀ス

第三款 第三保所有者ニ對スル不動産ニ係ル先取特權ノ効力

第一千九十五條 前款ニ記載シタル如ク合式ニ公示シテ保存シタル先取特權ハ其先取特權ヲ負擔シタル不動産ニ付テハ第三保所有者ノ手裏ニ於テ之ニ追及ス

第三保所有者カ後ノ條ニ定ムル方法ノ一ニ因リテ先取特權アル債權者ニ辨償セサルトキハ其先取特權アル債權者ハ不動産ノ代價ヲ先取特權及ヒ抵當權アル各債權者ノ間ニ其優先權ノ順序ニ從ヒテ配當スル爲メノ第三保所有者ニ對シ其不動産ヲ差押ヘテ之ヲ賣ニ付スル事ヲ得(第二千六百六十六條、第二千六百六十九條) 修正案 第三款「第三保所有者」ヲ「第三所持者」ト改ム 第一、二項左ノ如ク改ム

合式ニ公示シテ保存シタル先取特權ハ其負擔アル不動産ヲ第

三所持者ノ方ニ追及ス

第三所持者カ後ニ定ムル方法ノ一ニ因リ先取特權アル債權者ニ辨償セサルトキハ其債權者ハ第三所持者ニ對シ其不動産ヲ差押ヘテ之ヲ賣ニ付スル事ヲ得

(栗塚) 「第三保所有者」ハ「所持者」トナリマス冒頭ガ「合式ニ公示シテ保存シタル」トナリマス

(松岡) 「合式ニ公示シタル」デ宜シイ

(栗塚) 公示シタルデモ宜シウ御座イマス「先取特權ハ其負擔アル不動産ヲ第三所持ノ方ニ追及ス」ト致シマス

(元尾崎) 「方ニ」ハ可笑シイ

(栗塚) 私ノ犬ガ隣リニ逃ゲテ行コウトモ隣リノ方ニ還歸ケテ行クト云フノ御座イマス二項ハ「第三所持者ガ后ニ定ムル方法ノ一ニ因リ先取特權アル債權者ニ辨償セサルトキハ其債權者ハ第三

所持者ニ對シ其不動産ヲ差押ヘ之ヲ競賣ニ付スル事ヲ得」ト致シ
マス

(元尾崎) 「後ニ」ト云フノハ單簡ニ過ギル

(栗塚) 「後ノ章ハ」ト云フノデ御座イマス

(渡) 簡ニナツタ

(栗塚) 簡ニナツタト云フヨリ明ニナツタト云フ評ヲ願ヒ度イ

(松岡) 我々ハ薙刀ガ良ク斬レタト思フ

(委員長) 訴訟法ニ「競賣」ト「公賣」トアルガ之ハ「競賣」デ

宜シイカ

(栗塚) 之ハ「公賣」デ御座イマス

(元尾崎) 一項ノ「負擔アル」ヲ削リテハドウダ

(栗塚) 其負擔アル不動産ヲナケレバイケマセン

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項「公示ニテ保存シタル」ヲ「公示シタル」ト改ノ他ハ報

告委員ノ修正ニ決ス

第二項「競賣」ヲ「公賣」ト改ノ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千九百九十六條朗讀ス

第千九百九十六條 一般ノ先取特權ハ第三保有者ノ得取證書ノ登記

前ニ記入セラレタルトキニ非サレハ其第三保有者ノ手裏ニ移轉

シタル不動産ニ付キ追及權ヲ與ヘス

修正案 「記入セラレ」ヲ「之ヲ記入シ」ト改ノ「ノ手裏」ノ三

字ヲ刪ル

(栗塚) 「一般ノ先取特權ハ第三所持者ノ取得證書ノ登記前ニ之

ヲ記入シタルニ非サレバ其第三所持者ニ移轉シタル不動産ニ付キ

追及權ヲ與ヘス」ト致シマス

(松岡) 之ハ當リ前ダ

(委員長) 良カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千九百九十七條朗讀ス

第千九百九十七條 初ノニ登記シタル轉得者ノ證書ノ登記前ニ登記セラレサル移付又ハ派分ニ因リテ先取特權ヲ有スル債權者ハ自己ノ先取特權ヲ生セシメタル證書ヲ登記セシムル事ニ付キ轉得者ヨリ催告ヲ受ケタレトモ其催告カ距離ニ應シテ法律上ノ期間ヲ増加シタル一ヶ月間^其効ナカリシトキニ非サレハ其追及權ヲ失ハス

然レトモ新得取者ハ讓渡人カ十ヶ年ヲ除ユル時期間不動産ニ付キ法定ノ占有ヲ爲シタルトキハ右ノ催告ヲ爲スノ責ナクシテ舊所有者ノ總テノ先取特權ヲ免カレタリト自ラ看做ス事ヲ許サル
修正案 第一項 左ノ如ク改ム

民國十五年一月五日

民國十五年一月六日

轉得者ノ證書ノ登記前ニ登記セサル讓渡又ハ派分ニ因リ先取特權ヲ有スル債權者ハ其先取特權ノ生シタル證書ヲ登記セシムル事ニ付キ轉得者ヨリ催告ヲ受ケタレトモ一ヶ月内ニ其登記ヲ爲サシノサリシトキニ非サレハ追及權ヲ失ハス
第二項 「新得取者」ヲ「轉得者」ト改メ「十ヶ年ヲ除ユル時期間」ヲ「十ヶ年以上」ト改メ「責ナクシテ」ヲ「責ナク且」ト改メ「免カレタリト自ラ看做ス事ヲ許サル」ヲ「免カル」ト改ム
(要領) 轉得者ノ證書ノ登記前ニ登記セサル讓渡又ハ派分ニ因リ先取特權ヲ有スル債權者ハ其先取特權ノ生シタル證書ヲ登記セシムル事ニ付キ轉得者ヨリ催告ヲ受ケタレトモ一ヶ月内ニ其登記ヲ爲サシノサリシトキニ非サレハ追及權ヲ失ハス」ト致シマス二項ハ「然レトモ轉得者ハ讓渡人カ十ヶ年以上不動産ニ付キ法定ノ占有ヲ爲シタルトキハ右ノ催告ヲ爲スノ責ナク且舊所有者ノ總テノ

先取特權ヲ免カルト致シマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千九百九十八條朗讀ス

第千九百九十八條 不動産ノ工事ニ因リテ先取特權ヲ有スル債權者ハ第一調査ノ記入ニ依リテ追及權ヲ行フ事ヲ得但工事ノ竣工又ハ其絶止ノ前ニ移付ノ證書ノ登記ヲ爲シタル事ヲ要ス
工事ノ竣工シ又ハ其絶止セラレタルトキ工事ノ受取ト第二調査ノ記入トニ關スル二箇ノ期間ガ未タ經過セサルニ於テハ右ノ債權者ハ右期間ノ満了后又ハ其月内ニ於テ第二調査ヲ記入セシム可キ備告ヲ受ケタルニ其備告ニ應セサリシ后ニ非サレハ先取特權ヲ失ハス

修正案 第一項 左ノ如ク改ム

不動産ノ工事ニ因リ先取特權ヲ有スル債權者ハ工事ノ竣工又ハ

第千九百九十八條

第千九百九十八條

其絶止ノ前ニ讓渡アリテ其證書ノ登記アリタルトキハ第一調査ノ記入ニ依リ追及權ヲ行フ事ヲ得

第二項 本項修正ノ意見アリト雖モ起案者ニ質問中ニ付他日報告スヘシ

(栗塚) 一 項ハ「不動産ノ工事ニ因リ先取特權ヲ有スル債權者ハ工事ノ竣工又ハ其絶止ノ前ニ讓渡アリテ其證書ノ登記アリタルトキハ第一調査ノ記入ニ依リ追及權ヲ行フ事ヲ得」ト致シマス

(南部) 二 項ハ「受取」ト云フ事ガ分ラシク質問中デ御座イマス
(松岡) 「受取」ト云フノチ入レルノハ悪ルイ七十九條デハ受取ルカ又ハ三ヶ月内ニ調査ヲ作ラナケレバナラヌト定メテアル

(村田) 二 箇ノ期間ト云フ字ハナイニ倍ノ期間ト云フノダ調査ヲ作ル期限ガ三ヶ月ナレバ六ヶ月ダ

(栗塚) 二 倍シテト云フ意味ハソウデハアリマセン

(委員長) 末項ハ質問中カ

(栗塚) 左様ヲ御座イマス

本條第一項ハ報告委員ノ修正ニ決シ第二項ハ起案者ニ質問中ニ付未定

○第千百九十九條朗讀ス

第千百九十九條 先取特權アル債權者ニシテ追及權ヲ保存シ及ヒ之ヲ行フ爲メニ必要ナル公示ヲ其先取特權ニ與ヘサル者カ自カラ債權者タル事ヲ知ラシメ且代價ノ辨濟前又順序ヲ定ムルノ手續カ開始セラレタル場合ニ於テハ其順序ヲ定ムル手續ノ開始前ニ自己ノ債權ヲ證明シタルトキハ其先取特權アル債權者ハ第三保有者ノ負擔シタル該受代價ニ付キ優先權ヲ失ハス

修正案 左ノ如ク改ム

追及權ヲ保存シ及ヒ之ヲ行フ爲メニ必要ナル公示ヲ爲サ、ル先

民権十五ノ一六二

取特權アル債權者ハ第三所持者ノ負擔シタル該受代價ニ付キ優先權ヲ失ハス但代價ノ辨濟前又順序配當手續ノ開始前ニ自ラ債權者タル事ヲ知ラシメ且之ヲ證明シタルトキニ限ル

(松岡) 之ハ報告委員ノ御意ヲ漸ク分ル様ニナツタガ本文ハドウシテモ分ラヌ

(栗塚) 順序配當手續ト云フノハ不動産ヲ配當スルノカ配當順序ノ手續ガアリマスカラ

(元尾崎) 代價ハ取ル事ガ出來ルノダ順序配當手續ハ之ガ破産者ニナツタトキダ

(松岡) ソウダーハ辨濟ヲシナイ前デナケレバ拂ツテ濟ンダラニ度拂ヒセヨト云フ譯ハナイ

(村田) 「又ハ」ノ「ハ」ノ字ガ落チタロウ

(松岡) 「又ハ」ダ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千二百條朗讀ス

第千二百條 追及權、其條件並ニ其効力及ヒ第三保所有者カ所有權ノ徵收ヲ避クル爲メノ方法ニ關シテ先取特權及ヒ抵當權ニ共通ノ規則及ヒ先取特權ノ消滅スル原由ハ本章ノ附錄ニ記載スル如ク抵當權ノ事項ニ於テ之ヲ定ム

修正案 「本章ノ附錄ニ記載スル如ク」ノ十二字ヲ刪ル

(栗塚) 「保所有者」ヲ「所持者」トシテ「原由ハ抵當權ノ事項ニ於テ之ヲ定ム」ト致シマス

(委員長) 徵收ヲ避クルト云フノハ

(村田) 公用土地買上規則ダ

(栗塚) 所有權買上チスルノダ

(松岡) 買上人ノ方ニ云ハセルノダ買上ツタケレトモソソナ物ナラ

我ハイヤダ

(委員長) 追及權ノ徵收ヲ避ケル爲メカ

(栗塚) ソウデハアリマセン徵收ヲ避ケル爲メデ御座イマス追及權ニ關シ其効力ニ關シ第三所持者ガ所有權ヲ避ケルガ爲メノ方法ニ關シテ御座イマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時午后第二時三十五分開會

民法草案擔保編總章條記第八十一回 自第一千二百二十一條

民法草案編纂事務筆記第八十一回 自第千二百二十一條

明治二十一年九月十七日午前八時三十分開會ス

(委員長) 缺席ス

(元尾崎) ヤリマシヨウ

○第千二百一條朗讀ス

第千二百一條 抵當ハ質ヲ設タル事ヲ要セスシテ法律又ハ人意ニ
因リ成ル義務ヲ他ノ義務ニ先チテ辨償スルニ供シタル不動産ノ
上ノ物權ナリ(第二千百十四條第一項)

(修正按) 抵當ハ法律又ハ人意ニ因リ他ノ義務ニ先チ成ル義務
ノ辨償ニ充テタル不動産上ノ物權ナリ但其不動産ノ保有ヲ要セ
ス

(元尾崎) 「保有」ト云フノハ

(栗塚) 質トハ違フト云フノダス

(村田) 元トハ質チ有ストアツテ分ランノデ、之ハ「**占有**」デ良シイ

(横村) 他ノ義務ニ先タチト云フノハ

(元尾崎) 他ノ義務ト云フハ外ノ事ダネ

(栗塚) 左様デス手ニ有ル物ヲ先取り權ガナルト云フノチ見セルノデ、百圓借リテ届ル方ニハ抵當ガナイ、今一ツ第二ノ方ニ抵當ガアルト百圓ノ方ヨリ先キ不動産ヲ賣テデス

(元尾崎) 時貸ダネ

(栗塚) 外ニアツテモ先キニ辨償スルゾヨト云フノデス

(大尾崎) 占有トハ云ヘンカ

(栗塚) 占有ト云フト人ニ持タシテモ宜シイヨウニナルカラ、併シ我々ハ占有スルト云フ字チ實ニ取リタル物ト直シタ所モアリマス

(元尾崎) 之デ良シイ

(村田) 之デ宜シイ

(渡) 占有ト云フハ原語デ何ト云フ字カ

(栗塚) 「ナンキスマン」ト云フ字デ尤モ意味ハ質トハ違ヒマス

(村田) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千二百二條朗讀ス

第千二百二條 抵當ハ動産質及ヒ不動産質ニ付キ記載シタル如ク

反對ノ合意アルニ非サレハ備方及ヒ受方ニテ不可分タリ(第二千百十四條第二項)

(修正案) 抵當ハ動産質及ヒ不動産質及ヒ不動産ニ付キ記載シタル如ク備方及ヒ受方ニテ不可分タリ但反對ノ約束アルトキハ此限ニ在ラス

(北島) 賣ト云フ字ガ通入ルノデスホ

(栗塚) 左様デス、之ハ寫字ノ間違ヒデス

(松岡) 之ハ結構デス

(大尾崎) 之ハ宜カロウ

(元尾崎) 宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第一千二百三條朗讀ス

第一千二百三條 抵當ハ不動産ノ完全所有權ノ上ノミナラス父母ノ法律上ノ用益權ヲ除クノ外ノ用益權、質借權、永借權及ヒ地上權ノ上ニモ又虛有權ノ上又ハ右等ノ權利ヲ支分シタル不動産ノ上ニモ之ヲ設定スル事ヲ得(第一千二百十八條)

然レトモ完全ノ所有權ヲ有スル者ハ虛有權又ハ用益權ヲ離分シテ別々ニ之ヲ抵當ト爲ス事ヲ得ス又雖然若クハ補付ナクシテ土

地ヲ抵當トナシ又ハ土地ナクシテ此等ノ物ヲ抵當ト爲ス事ヲ得ス

之ニ反シテ右ノ者ハ其不動産ノ分レタル部分又ハ分レサル部分ヲ抵當ト爲ス事ヲ得

地役ハ要役地ヨリ離分シテ抵當ト爲ス事ヲ得ス又用方ニ因ル不動産ハ其附着スル不動産ヨリ離分シテ抵當ト爲ス事ヲ得ス

債坑ノ開掘カ特許セラレタル場合ニ於テハ債坑ト土地ノ表面トカ同一ノ所有者ニ屬スルト否トテ問ハス同一ノ債權者又ハ異別

ナル債權者ノ爲ノ其債坑及ヒ土地ノ表面ニ各別ニ抵當ヲ設ケル事ヲ得(一千八百十年四月二十一日ノ佛法律第七條及ヒ第十七條乃至第二十一條)

(修正案) 第一項「虛有權ノ上又ハ」ノ七字ヲ刪ル

同條第二項第三項 左ノ如ク改ム

第二項

然レトモ完全ノ所有權ヲ有スル者ハ虛有權又ハ用益權ノミチ
離分シテ之ヲ抵當ト爲ス事ヲ得ス又建築若クハ植付ヲ離分シ
テ土地ノミチ抵當ト爲シ又ハ土地ヲ離分シテ此等ノ物ノミチ
抵當ト爲ス事ヲ得ス

第三項

之ニ反シテ右ノ所有者ハ其不動産ノ眼界ニ因リ定リタル部分
又ハ其不分ノ幾部分ヲ抵當ト爲ス事ヲ得

同條第四項 「抵當」ノ上何レモ「之チ」ノ二字ヲ挿入ス

同條第五項 刪除

(松岡) 賃借ヲ貸シテ所有者ノ方モ虛有者ニナツテ居ルカ

(栗塚) 左様デス毀缺權ト譯シテ居ル

(松岡) 右等ノ權利ヲ支分シタル不動産ト云ヒソレデ「虛有權」

ヲ割タノカ

(栗塚) 右等ノ權利ヲ支分シタル、ト云ヘバ用益權モ導入ルノデ

ス

(松岡) 權利ヲ支分シタルモノト一體審分ケラル、ト虛有權ヲ置

ケバ宜シイガ、虛有權ト置クト外ガ出ナイカラ之デ宜シイ

(元尾崎) 建物ノミチ抵當ニスル事ハナラント云フノカ

(栗塚) 實際ヲ御覽ナスツテ、地所ヲ借リテ家ヲ建タ人ハ勿論デ

スガ東京ノ町中デ地所モ自分ノ建物モ自分ノ物ト云フ人ハ家ト地
面ヲ引離シテ抵當ニヤル者ハアリマセン

(元尾崎) 否、私ハ現在ヤツテ居ル私ハ地面丈ケテ抵當ニシテ金
ヲ借リタ事ガアリマス

(栗塚) ソレハ損デス

(元尾崎) 損モ何モノナイ

(松岡) 禁ジナケレバナラン理由モナイ

(南部) 只立樹ニナツテ居ルモノヲソレ丈ケ抵當ニ入レルハ困ル

(元尾崎) 立樹ヲ抵當ニ入レル事ハ被多ニナカロウ、尤モ山林ハアル

(南部) 抵當ト云ヘバ不動産ノミニ限ルカラ、立樹ノ事ハ少シ困ルネ

(北島) 立樹丈ケ質ニ入レル事ハアリマス

(元尾崎) 之ハ必ラズ登記シナケレバナランカ

(松岡) シナケレバナラン

(北島) 大和吉野郡一郡ニ大津清左衛門ト云フ者ガアル之ハ百萬圓ノ債ヒアル杯ト云フ、ソレハ何デアアルカト云フニ二十里モ續ク山ヲ持テ居ルノデ、其内村ハ何十ヶ村アルカ樹ハ一代限リデ伐タ

モノデ此等ガ皆抵當ニシテ居リマス

(元尾崎) 之ハ羅馬法ノ宜シクナイノデス

(西) 建築若クハ、丈ケ側タラ宜シイ

(南部) 家ハ禁シテ置クガ宜シイ

(北島) 又建築以下ハ關テハ如何

(西) 樹木ハ土地ニ着テ居ルカラ不動産ダガ、之ハ一所ニ往カントナツテハ

(栗原) 御承知デモ御座イマシヨウガスノ如クシマシタ修正ハ報告委員デモ論ガアツテ、之ハオカシイデハナイカ日本デハ家ト土地ハ別ニ論ゼラル、西洋デモソウダガ殊更ニコウヤツタカト云フト松岡サンノ一寸御氣付ニナツタヨウニ起案者ハ斯ノ如ク見ルト之ヲ引離シテ損カ得カト云フ、モーツアル、成程抵當ニ取タ人モ地面丈ケ取ルヨリモ家ト土地ヲ取ル方ガ宜シイ

(元尾崎) ソレハ都合次第デアリマス家丈ケハ確シテ地面丈ケ置
クト云フハ互ノ都合ニ任カシテ宜シイ

(栗塚) 今日、日本ニハ第一抵當第二抵當第三抵當ト云フ時分ニ
ハ仰シヤル通りデアリマス

(松岡) 山林樹木杯ヲ云フニハ及バヌ又以下ハ翻ルガ宜シイ

(元尾崎) 翻ル々々

(大尾崎) 翻ル々々

(横村) 植付ト云フト田ノ様ナモノモ道入ルノカ

(西) 植付バカリ抵當ニスルト不動産ト謂ヘルカ

(松岡) 植付テ居ルト不動産へ確シタラ不動産デス

(西) 土地ト別ニスルト確シタ所ノ抵當ト云ハナケレバナラン

(元尾崎) ソンナ事ハナイ

(渡) 民法ノ定義ニ於テ土地ニ着タ物ハ不動産ト定メテ居ルカラ

之ハ成程土地ト樹木ハ別ニスルガ樹木ガ土地ニ着テ居ルカラ不動
産タルハ免カレン

(横村) 又ハ以下ハ翻リマシヨウ

(元尾崎) 又建築以下ハ翻ルガ良シイ、第三モ翻ルガ宜シイ

(松岡) 左様

(横村) 宜カロウ

(村田) 又以下丈ケ翻ルガ良シイ

(清岡) 翻テ差支ハナイガ結果ハドウデスカ

(北島) 結果ハ差支ハナイ

(栗塚) 結果ニ差支ハナイガ訴訟ヲ増シタリスル

(清岡) 訴訟ノ増スト云フ事ハナイ

(西) 動産不動産ノ定義ハ之デ動キハセンカト思フ併シナガラ多
數デ翻ルト云フナラ仕方ガナイ

(大尾崎) 假令動イテモコンナ事ヲ審イテ置カシテモ宜シイ

(西) 用方ニ因ル不動産杯ト云フ事ニ背イテ屬ルゼ

(村田) ソウデナイ

(横村) 宜シイ、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第二項「又建築若クハ云々」以下ヲ刪除シ其他報告委員ノ修正ニ決ス

○第一千二百四條朗讀ス

第一千二百四條 下ニ掲ケタルモノハ之ヲ抵當ト爲ス事ヲ得ス

使用權並ニ住居權及ヒ移付スル事ヲ得ス又ハ差押フル事ヲ得サル其他ノ財産

第十一條第二號及ヒ第三號ニ掲ケタル不動産債權

同第十一條第四號ニ掲ケタル如キ國ニ對スル年金權及ヒ不動産トセラレタル其他ノ債權但之ヲ不動産ト爲ス事ヲ許可スル法律

カ其抵當ヲ許サ、ルトキニ限ル

不動産但特別法ニ於テ船舶ニ付キ記スルモノヲ除ク(第一千二百九條、第一千二百二十條、千八百七十四年十二月十日ニ決議シ同二十二日ニ頒布シタル佛法律)

(修正) 第一項「下」ヲ「左」ニ改ム

同條第四五項 左ノ如ク改ム

第四項

同第十一條第四號ニ掲ケタル如キ不動産トセラレタル債權但之ヲ不動産ト爲ス事ヲ許可スル法律カ其抵當ヲ許シタルトキハ此限ニ在ラス

第五項

動産但船舶ニ付キ特別法ニ規定シタルモノハ此限ニ在ラス
(松岡) 法律カ許シサヘスレバ宜シイノデスカ

(栗塚) 左様デス

(松岡) 差押フル事ヲ得サル不動産ト云フハ何デス

(栗塚) 公有ノ土地、城トカ、墓場トカ、道路トカ、川トカ云フモノデアリマス

(村田) 公有物ダナ

(松岡) 公有物ヲ自由ニシテ居ル者ハアリマスマイ

(元尾崎) 第四項ハ何ウ云フノデスカ

(栗塚) 不動産ニ關スル債權デアリマス

(元尾崎) 先ノ方ガ良クハナイカ、抵當チ許サ、ル限リト云フハ抵當ニスルハ當リ前デ、許サヌ方ガ取除ケニシタ方ガ良クハナイカ
(栗塚) 不動産ト定ノル債權之ハ抵當トスル事ガ出來ント云フ但不動産トスルモノカ、許シタモノハ宜シイト云フノデス

(元尾崎) 原案ノ意味デハ、抵當ハ許サヌトキハ出來ン、ト裏カ

別冊十五ノ一七〇

民権十五ノ一七一

ラ言葉チ立テ、黙テ居レバ出來ルデシヨウ、乃テ此度直シタ様ニスルト許シタハ此限ニ在ラス、殊更ニ許シタキノデナケレバ出來ヌ黙テ居ルハ出來ヌトナルゼ

(栗塚) 其種リデアリマス

(元尾崎) 原案ノ意味ト違フネ、原案ハ許サント言テ置ケバ、禁ズル方ニ進入ル、黙テ居レバ出來ル方デス

(栗塚) 左様、法律デ許セバ格別許サヌトキハ往カンゾヨトナツテ居ル、之ハ當リ前ノ不動産デハナシ債權ノ如キモノト云フハ、品物ナラ抵當ニ出來ルガ債權チ抵當ニスル事ハ出來ヌ併シ出ルト法律ガシテアレバ格別ト云フ積リデアリマス

(元尾崎) 質ニ置クノハ構ハヌカ

(栗塚) 質ニハ置ケマセン

(元尾崎) 今ハ大概抵當ダネ、原則ニ背クカハ知ランカ今公債證

書杯取テモ動産ダロウネ、アレチ抵當ニ入レルネ、アレハ如何
(栗塚) アレハ率口擁有スルカラ質デスネ、此所ノハ品物ヲ渡シ
テ置クニハ及バヌデ成ハ國立銀行ノ帳簿ニ名前ヲ記セバ宜シイノ
デス

(松岡) 實例ヲ見出シ得ナイガ、差押フル事ヲ得サル其他ノ財産
ト云フハ何カ例ガアリマスカ

(南部) 其他ノモノトヤツタト同ジデ、使用權並ニ住居權等トハ
書クマセン

(松岡) 其他ト云ヘバ何カナケレバナリマセン

(南部) 等ト云フタモ同ジデス

(村田) 官職成ハ恩給ト云フ様ナモノデス

(松岡) ソレハ不動産ダカラ性カンゼ

(南部) 若シ何カアツタトキニ困ルカラネ

(栗塚) 先ツ此所へ出ス例ハ公有財産ノミデアリマス

(元尾崎) 華族銀行株券杯ガ運入テ居ルダロウ

(村田) アレハ別デス

(元尾崎) ソレハ世襲財産デス

(南部) ソレモ公有財産ト見テ宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千二百五條明讀ス

第千二百五條 此法律ノ條例ハ商法及ヒ特別法ニ之ト異ナリタル
規定ヲ設ケサル總テノ點ニ付テハ商法及ヒ特別法ニ設定シタル
抵當ニ之ヲ適用ス

(松岡) コンナ事ヲ聞ハナケレバナランカ

(村田) 再調査デ副ルデシヨウ

(南部) 之ハ大變調法デアリマスゼ

(栗塚) 此法律ヲ以テ適用ス、併シ別ニアルモノハ往カント云フ
ノデス

(松岡) 通例ノナイモノハ民法ヲ支配スルノハ當リ前デス

(大尾崎) 之ハ置イテモ害ハナイ

(渡) 文章ハオカシイネ

(清岡) 此法律ノ條例ハ杯ト云フハ廣過ギルネ抵當ニ關シタ事ハ
カリデスカラ、ソコヘ以テ此法律ノ條例ト云フト全般カト云フ様
ニ聞ヘル

(渡) 翻テモ宜シイ

(栗塚) 抵當ノ章ハ商法ニモ用ユルト云フノダカラ文章ヲ直スハ
格別關ルト云フハオカシイ

(村田) 此儘デ宜シイ

(南部) 此章ノ條例ハデモ宜シイ

(清岡) 總則ニデモアルヨウナ書様ダカラネ

(栗塚) 此章ノ條例ハ、トナスツテハ如何

(清岡) ソレデ宜ウ御座イマシヨウ

(渡) 宜シウ御座イマシヨウ

(北島) 漸積地ト云フノハ如何

(栗塚) 聚テ來タ寄洲デ御座イマス

本條ハ「此章ノ條例ハ」トシ其他原案ニ決ス

○第千二百六條朗讀ス

第千二百六條 抵當ハ漸積地ノ如キ意外及ヒ無償ノ原由ニ因リ或
ハ建築、植付又ハ其他ノ工作ノ如キ債務者ノ所爲及ヒ費用ニ因
リ不動産ニ生スル事アルヘキ増加又ハ改良ニ當然及フモノトス
但他ノ債權者ニ對シテ詐欺ナキ事ヲ要シ且前章ニ規定シタル如
キ工匠及ヒ工事請負人ノ増價ニ對スル先取特權ヲ妨ケス(第二

其抵當ハ債務者カ新開闢ノ設立ニ因リ又ハ舊開闢ノ廢棄ニ因リ
隣接地ヲ抵當不動産ニ合體シタルトキト雖モ債務者ノ有債ハ勿
論無償ニテ得取シタルモノタリトモ其隣接地ニ及ハサルモノト
ス

(修正) 第一項「補付」ノ下「又ハ」ノ二字ヲ刪ル

同條第二項 左ノ如ク改ム

其抵當ハ債務者カ命令無償ニテ取得シタルモノタリトモ其隣
接地ニ及ハサルモノトス但新開闢ノ設立ニ因リ又ハ舊開闢ノ
廢棄ニ因リ隣接地ヲ抵當不動産ニ合體シタルトキモ亦同シ

(南部) 之ハ前ノ條ト關係シテ屬リマス

(松岡) 前記ハ圖テモ宜シイ

(村田) 宜シイ之ハ初ノカラナイモノハヤリヨウハナイ

(南部) ソウデハナイ、地所ヲ抵當ニシテ家ヲ建タラ、家ハ抵當
ニナルト云フノデス

(元尾崎) 此條ハ圖ルガ宜シイ

(村田) 此條デ宜シイ

(松岡) 明地ヲ借リテソレヘ建築スレバ家ハ抵當ニナツテ仕舞カ

(村田) ケレトモ貴君ハ家バカリ抵當ニ入レタノダカラソレニ地
面ガ及ブ道理ハナイデハナイカ

(栗塚) 及スト書イテアルノデス

(村田) 初ノ別々ダカラ、及ブ道理ハナイ

(松岡) ソレダカラ之ヲ圖ルト云フノデス

(南部) 法律ノ精神ヲ其儘ニシテ置クガ宜シイ

(村田) 家バカリ抵當ニナツタモノチ地面ガ往ク道理ガナイ

(渡) 輿論ヲ問フテ見タラ宜シイデハナイカ、ソレデ大概定マリ

マス

(松岡) 村田サン、貴君ノ解釋ハ良シイガ、「ボアソナード」ノ心持ハソウデナイノデス

(村田) ソレハ分テ届リマス

(松岡) ソレナラ本案ハ先ツ結ク措キ、建築ガ付テ往クト悪イカラ、「建築」ト云フハ圖テ仕舞ヒ植物モ除テ仕舞カ

(元尾崎) 漸積地、モ圖テ宜シイ

(南部) 宅地チ立派ニシタモノデ道入ラントハ圖ヘヌ

(元尾崎) ソレハ往カン

(渡) 建築ト植付丈ケチ圖タラ、跡ハ宜シイデハナイカ

(松岡) 「其他ノ工作ノ如キ」マデ圖タラ宜シイ

(横村) ソレデ宜シイ

(村田) 之ヲ圖ルト往カヌト思フカネ、ソウスルト兩方併セテ抵

當ニ入レタトキハ往カン様ニナル

(南部) 土地建築物ニ生スル事アルベクテ宜シイタロウ

(横村) 不動産ニ生スル事アル可クテ宜シイ

(南部) 跡リ地所ハ、地所、建物ハ、建物テ往クト云フノテス

(栗塚) ソレテハ三條ニ其事チ圖テ置カント往カントテシヨウ、土地チ抵當ニシタルトキハ家チ抵當ニシタトハ看做サス家チ抵當ニ

シテモ土地チ抵當トハ看做サスト圖ハナケレハナラン

(元尾崎) ソレハ云フニ及ハヌ

(栗塚) ソレチ云ハント始終抵解スルテス

(松岡) 不動産ニト云フノテ即チ家屋モ道入ル云フガ土地又ハ家屋ト云フカ

(南部) 土地又ハ建築物ト云ハナケレハナラン

(渡) スルト漸積地ノ如キハ何ウカ

(松岡) ソレハ例タカラ構ハヌ

(元尾崎)	建築物ノ増加ト云フハ何ウカ
(栗塚)	障子ノ張替、畳表替トカテス
(元尾崎)	ソレハ増加テハナイ改良ノ方テス、増加ト云フハ家ヲ 建増スノテス、家ハ天然ノ無價名義テ殖ヘル事ハナイセ
(南部)	川ダカラ宜シイタロウ
(元尾崎)	川ダツテ、殖ヘル事ハアリマスマイ
(南部)	債務者ノ所爲チ云フノテス
(元尾崎)	僅カノ難家ヘ以テ捨虎チ建テハ困ルネ
(南部)	ソレカ建増チ云フノテス
(渡)	雪隠チ餘計付ケタ位ナ話テス
(元尾崎)	雪隠ハ建増チ宜シイ座敷チ一ツ別ト云フ事ハ云ヘヌ
(渡)	座敷モアツテ宜シイ、漸積地モ別ニシテ宜シイ
(村田)	別ニスルナラ此條ハ無クトモ宜シイ

別冊十五ノ一十五

民権十五ノ一七六

(元尾崎)	漸積地ト家ノ建増トハ違ヒマス
(西)	建増キト云フノデスネ
(栗塚)	主従ノ區別ガアル、土蔵又ハ座敷ニモセヨ母屋ガ大キケ レバ道入ルト思ヒマス
(元尾崎)	入レル理由ハナイ
(南部)	改良ト對スルネ
(大尾崎)	改良ナラ宜シイ
(南部)	五十坪六十坪建増シタハ宜シイ土地家屋ニ道入ルトシテ モ繼イテ建増シタ方ハ道入ラヌト不權衡ダ
(元尾崎)	ソシナ事ハナイ
(渡)	若シ分ケルト雪隠一ツ持テ分テ取ラナケレバナラン
(元尾崎)	今日モソウダガ何モナイ
(松岡)	此不動産ニ生ズルモノアルトキト云フト主ニ付従アルモ

ノデナケレバナラン

(元尾崎) 改良ハ宜シイガ増加ハ往カント云フノデス
一ツ點ヘテモ別デス

(栗塚) 公賣スルニ懸懸丈ケハ抵當デナイ公賣外ダカラ
落札シテモ懸懸丈ケハ公賣ニ御座イマセン、ト云ヘバ不都合
極マル

(元尾崎) 懸懸一ツ丈ケ賣イテ宜シイ、人間ハソウ不自由
ナモノデナイ僅カノ物ダカラ賣イテ吳ンカト懸懸デモ出来ル

(南部) 懸懸スル場合ハ別デス、懸懸ノ場合ヲ以テ法律
ノ適用ヲ云フハ間違テ居ル

(渡) 運賃ハ立ツガ經濟ノ點カラハ往カシキ

(栗塚) 座敷チ一ツ建増シサレテ公賣ガ出来ヌ杯ト云フ
事ガ出来ルネ

(元尾崎) 入レヌデモ宜シイ

(栗塚) ドウシマスカ

(元尾崎) 殘シテ置クガ宜シイ

(栗塚) 實ニ分ラン、座敷チ一ツ建増シテ其建増ガ公賣ニ
適入ラヌ抵當ニナラントシテ、落札ハシタガ座敷丈ケハ別ト
シテハ、買フ者ガアリマスマイ

(元尾崎) ソレハ現ニ行ハレテ居ルノデス

(栗塚) 座敷ノ爲ノニ折角抵當ニ取タモノガ何モナラン様
ナ事ニナル

(元尾崎) ソンナ事ハナイ、懸懸賣ツ出来タカラ跡ハ皆無
ニナルト云フ事ハアリマセン

(清岡) 元尾崎サンノ云フ様ナ事ガアル、先ツ假リニ住居
丈ケヲ構ヒ跡カラ客跡ヲ掃ユル事モ澤山アリマス、今建テ在ル
日本作り平家チ千圓カ千五百圓デ賣テ其間へ練瓦ノ一ツモ建
テ見ルトソレ

モ増加ノ内ニ遣入ル

(大尾崎) 増加ハ除ケ度イ

(元尾崎) 改良丈ケニシテ宜シイ

(南部) 改良ト云テモ増加ニナルノデス

(栗塚) ソレハ一ツモ抵當ニ取ル人ガナクナツテ仕舞

(南部) 改良ト云フノハ不權衡ガ出來ル

(大尾崎) 島ヲ田ニスルガ如キハ直段モ違フ改良シテ増スニ當ル

(南部) ソレハ増加モ同ジデス

(大尾崎) 増加ト云フト違フ、圖ヲ引イテ是々ト約束シテ抵當ニ
スルモノデスカラネ

(南部) 併併セテシナケレバナラン

(大尾崎) 併セルニハ及バヌ、實際ハ相談シタラ増デモ差支ハ
ナイ

(栗塚) 協議ガアルカラト仰ヤルノデスカ

(大尾崎) 左様デス

(栗塚) 協議セヨト裁判官ガ言フ事ハ出來マセン

(大尾崎) ソレハ言ヘヌガネ

(栗塚) 協議セントキハ何ウカ

(大尾崎) 抵當ニ取タモノガ無駄ニナルノダ

(南部) ソレハ斷ヒ

(栗塚) 裁判ニ當ラン御方ナラ格別裁判ニ當タ方ノ御説ニシテハ
實ニ驚キ入タ

(松岡) 生ズル事アルベキ、ハ付屬スル事アルベシ、トシテハ如
何

(西) 別ニ在ル物ガクツ付ク様ニナルカラ性カン

(栗塚) 其論ノ前ニ一部分モ増スノカ遣入ルカ否ヲ定メナイト往

カン

(横村) 道入ラヌ

(西) 道入ルカ多ヒデシヨウ

(松岡) 住居ハ皆増加ダネ

(西) 左様

(栗塚) 不動産ニ生ズルト云フ事ナイ審ケバ宜シイノデシヨウ

(南部) 建増植樹又ハ其他ト云ヘバ宜シイ

(元尾崎) 北島サン松岡サンハ何ウカ御同意カ

(北島) ソウシナケレバ数例ガ出舞来ヌ

(松岡) 之ハ報告委員ニ一ツ文章チ直シテ貰ヒマシヨウ

(栗塚) 承知致シマシタ

(村田) ソウシマシヨウ

(元尾崎) 二項ハドウカ、無用ノモノダロウ

(横村) 之ハイラン

(南部) 之ハ漸積地ト云フノガアツタカラデス

(清岡) 二項ノ旨意ハ我々ハ異論ハナイガ但ト云フハ何時モノ交

例トハ違ウト思フ

(南部) 左様デス

(清岡) 又ハトカ云フ意味デハナイカ

(栗塚) ソウデスネ

(松岡) 實ハ即チト云フ元ノ方ガ大分工合ガ良イ

(渡) 之モ任カシテ置キマシヨウ

(松岡) ソレガ宜カロウ

(元尾崎) 二項ハ要ラヌ

(村田) 但以下ハ要ラヌカ疑ヒガアリマス

(元尾崎) 西洋ニハ地券ガ無イカラ斯ウ云フ事モ必要ダカ知レン

ガ日本ニハ帳簿ニ數モ書イテアリマスシ反別ハ判然トシテ居ルカ
ラ要ラヌ

(栗塚) 登記寫シガ地券ニナルノデス

(横村) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ再調スル事ニテ未定

○第千二百七條朗讀ス

第千二百七條 意外若クハ不可抗ノ原由又ハ第三者ノ所爲ニ出テ
タル抵當財産ノ滅失減少又ハ損壞ハ債權者ノ損失タリ但先取特
權ニ關シ第千二百三十八條ニ記載シタル如ク賠償ヲ受クベキ場合
ニ於テハ債權者ノ賠償ヲ受クルノ權利ヲ妨ケス

若シ抵當財産力債務者ノ所爲ニ因リ又ハ其保持ヲ爲サ、ルニ因
テ減少又ハ損壞ヲ受ケ之ガ爲メ債權者ノ擔保ガ不十分ト爲リタ
ルトキハ債務者ハ債權者ニ抵當ノ補足ヲ與フルノ責ニ任ス(第

民論十五ノ一八〇

二千百三十一條)

民論十五ノ一八〇

若シ其補足抵當ヲ與フル事能ハサル場合ニ於テハ債務者ハ債權
者ノ擔保ガ不十分ト爲リタル限度ニ於テ滿期前ト雖モ債務ヲ辨
償スルノ責ニ任ス(第千二百八十八條)

(修正按) 第一項「如ク」ノ下左ノ如ク改ム

債權者ノ賠償ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其權利ヲ妨ケス

同條第二項 「因テ」ヲ「因リ。」ト改ム

同條第三項 「抵當」ノ二字ヲ刪ル

(松岡) 之ハ百分ナシ、結構デス

(元尾崎) 之ハ割合ニ上手出來テ居ル

(北島) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千二百八條朗讀ス

第一千二百八條 抵當財産ノ差押ラレサル間ハ債務者ハ第二百二十六條及ヒ第二百二十七條ニ定ノタル期間中其不動産ノ質貸シ、土地ヲ睡レサルモノト雖モ其果實及ヒ產物ヲ移付シ及ヒ一般ニ總テ管理ノ所爲ヲ爲スノ權利ヲ保存ス(佛新第六百八十一條乃至第六百八十五條)

(修正案) 「差押ラレサル」ヲ「差押ナキ」ト改メ「質貸シ」ヲ「質。貸。ス。ル。事。ヲ。得。ス。」ト改メ「所爲」ヲ「行爲」ト改メ「爲スノ權利ヲ保存ス」ヲ「爲。ス。事。ヲ。得。」ト改ム

(松岡) 一般ニ總テ管理ノ行爲ヲ爲ス事ヲ得「一般ニ總テ」ト云フハ

(栗原) 「一般ニ」ヲ刪リマシヨウ

(村田) 先へ行キマシヨウ

本條「一般ニ」ヲ刪リ報告委員ノ修正ニ決ス

○第一千二百九條期間ス

第二節 抵當ノ種類

第一千二百九條 抵當ハ法律上、合意上又ハ遺囑上ノモノタリ(第一千二百十六條、第一千二百十七條)

(栗原) 「合意上」ハ「約束上」ト改メマス

(南部)

此所ニ付テ諸君ニ申度事ガアリマス組合ノ方デハ充分申サヌデアツタガ、報告委員デモ佛蘭西法デ抵當ノ種類ノ中裁判上抵當ト云フノガーツアリマス「二千二百十六、七條ノ二ツニアリマス、裁判上抵當ト云フモノハ何ウカナレバ、債權者ガ即チ債務者ガ金ヲ拂ハヌニ付訴ヘテ來タ、金ヲ拂ハヌカラ拂ヘト云フ裁判ヲ受ケナケレバナラン其場合ニ於テハ其裁判ノ確定スレバ裁判書ヲ以テソレカラシテ其登記簿ニ記入シテ賣フニ非サレハ債務者ノ持テ居ル不動産ハ抵當ニ記入シテ賣フ事ガ出來ヌ不動産ノ差押ハ

記入シテ貰フ、スルト裁判上ノ抵當トナルソコデ「ボアソナード」ハ裁判上ノ抵當ハ之ヲ廢シテ換ユルニ遺囑上ノ抵當ヲ以テシタ、處ガ裁判上ノ抵當ト云フモノハ一體良クハナイガ畢竟債務者ガ義務ヲ果サヌ時分債權者ガ出テ來テ返シテ貰ヒ度イト請求シテ裁判上デ勝タノデ、ソレカラ不動産ヲ取テ賣入レテ貰フト云フハ便利ト思フ、之デモ是迄ノ身代限リノ不都合ナル弊ヲ去ルノ一ニモナル實際ニ効アルノデ、登記法ノ起草ノ時分關係シテ居タガ其時分モ裁判上ノ抵當ト云フモノハアル理窟ニシテ登記法ノ第九條ヘ以テ船舶云々裁判所ノ命令書ニ依テ登記簿ヘ記入ヲ爲スベシ、ト加ヘタガ今ノ登記法ニ依レバ裁判上ノ抵當ト云フモノガ行ハレテ居ルト見ナケレバナラン、スレバ裁判上ノ抵當ト云フモノヲ加ヘテ三種ヲ四種トスルノデス、乃チ抵當ノ種類ヲ四種ニシタ方ガ良カロウト思ヒマス之ニ付テ現在日本ノ登記法ハ斯ウナツテ居ルト云

長編十五ノ一八二

フ旨意ヲ以テ「ボアソナード」ニ請求シタラ起業者モ容レヌ事ハアリマスマイ最モ理アツテ確答ガアレバ格別ダガ左モナケレバ此方等デ入レテモ良シ兎ニ角裁判上ノ抵當ハ入レル事ヲドウカ賛成ヲ願ヒタイ

(村田) 白耳義デハ裁判上抵當ハ惡イト云フノデ止ノテ遺囑上ノ抵當トアルガ廣イ方ガ良イト云フノデス

(栗塚) 起業者ノ入レヌト云フ旨意ハ元來裁判所デ、貰ケタノデ貰ケタ爲ノニ抵當ガ生ズルト云フ事ハ出ヨウカ、一體抵當ト云フモノハ双方納得ノ上ニ出ルノデ、裁判所デ貰ケタカラト謂テ抵當ノ負擔マデスル等ハナイト云フ語デアリマス

(元尾崎) 現在日本ノ登記法ニハ如何

(栗塚) 御座イマセン

(南部) 裁判上ノ抵當ト云フノガアリマス

(松岡) 利害ハアル(ボアソナード)ノ關テ居ルノハ既ニ裁判上ノ抵當ハ幾分カ法律上ノモノダト云フノデス、註ニ書イテアルノハ、併シナガラ(ムーロン)杯ノ云フノハ、第一裁判ノ多ヒト云フモノハ必ラズ今其通り執行スルモノトハ限ラン、凡ソ裁判言渡ハ概シテ言フト何シロ争ヒノ上デ言渡サル、スルト取ル人ハ義務ヲ執行サレナイトキモ抵當ヲ押ヘテ確カニシテ置クト云フ事、又今一ツ云フト裁判確定シナクトモ始審裁判ヲ受ケルト控訴上告シヨウモ差押ヘテ登記ガ出來ル即チ物ヲ取テ置ク事ガ出來ル、ソレカラ恰ド強制執行ノ事ヲ此頃ヤツテ居ル訴訟法中ニモ其通りノ事ガアル強制執行ハ競賣モ強制差押自カラ管理シテ收益丈ケ取ルモ發亂サセヌ爲ノ、權利ガ確カニナツタ以上ハ差押フル事ヲ得登記シテ置ク、意ニ背スル事ハ皆強制執行ダカラ裁判上ノ抵當杯ト云フモ成ハ保證ヲ立サスル事モアロウガ、始審ノ裁判ヲ勝タ人間

ガ、向ウハ上告控訴スルト雖モ其間抵當ニ取テ置ク事モ登記シテ置クハ良イ理窟ダ、兎モ角モ之ヲ翻タ理由ハ分ラヌ又此方デ考ヘルト既ニ此方ノ權力ガ確定ニナツタ以上ハソレテ抵當ニ取テ確カニシテ置ケバ隨分便利デ善イ事ガ多イダロウ、私ハ之ヲ加フル事ハ發賣者ノ説大賛成

(栗坂) 抵當ヲ取ルナラ合意デスルガ宜シイ、裁判ニ負ケタカラト云テ抵當ガ自然ニ出ル事ハナイ債務者ガ甚ダ迷惑デス

(元尾崎) 私モイラント思フ

(松岡) 孰レ訴訟ニナツテ來レバ争ハナケレバナランデシヨウ、争フテ居ル位ヒデアルカラ餘程信用ハナクナツタモノト見ナケレバナラン、ソレガ其トキナラ差押テ執行ガ出來ルモ又控訴上告スルト云フ後ハ執行ハ出來ヌ場合モアロウ、一〇ノ物ニ付キ特別ニ先取特權ヲ中途デ拵ヘナケレバナラン

(栗塚) 抵當權設定スル程ノ理由ニナリマシヨウカ、敗訴シタ受
ノカ成ハ買上代金カモ知レンネ、ソレデ争ヒガ生シタトキ、借リ
テ居ル居ラヌト争テ居リ遂ニ負ケテ抵當ガ出來ルト云フハドウカ
知ラン

(松岡) 信用アルトキコウ無體文デ出來ルガ既ニ義務ガアルトカ
ナイトカ裁判沙法ニナツテ相對信用ハナイヨウニナツテ來タト聞
ハナケレバナラン、ソコデ物ヲ取テ抵當ヲ取ルト云フハ信用ヲ確
カニスル丈ケデ管理收益ハ義務者ガシテ居ルノデス

(栗塚) 外ニ抵當ヲ取ラサル債權者ハドウカ

(松岡) ソレハ差押ト同ジデス

(南部) 兎ニ角佛蘭西通りニシテモ宜シイ

(栗塚) 佛蘭西ハ歴史付デスネ

(南部) 良い歴史付デハナイカ

(松岡) (ムーロン)ノ云フ理窟ダ

(渡) 之ハ(ボアソナード)ニ聞クガ宜シイ

(南部) 債權者ガ勝ト何時モ取レルノダカラ、却テ債務者ノ爲ノ
有難ト云フ方デハナイカト思フ

(渡) 聞カズニ加フルカ否ヤ定メルカ

(松岡) 我々ハ加ヘル論デアリマス

(南部) 入レルト云フ所ヲ以テ質問シタイ

(渡) 尤モ入レルハナラント駁撃ヲ以テ來ルダロウカソレハ夫ト
シテ聞テスルガ宜シイ

(元尾崎) 我輩ハ容レヌ方ノ論デス

(横村) 之ハ問フガ宜シイ

(松岡) 我々ハ何所ニデモ入レルトシテ聞クガ宜シイ

(大尾崎) 入レヌデモ宜シイ

- (清岡) 悪イト云テ罷ノタ所モアルカラ入レンガ宜シイ
- (北島) 私モ入レンデモ宜シイ論ダガ聞クノハ妨ゲナイ
- (栗塚) 訴ヘタラ抵當權ガ出來ルト云フハオカシイ理窟デス
- (松岡) ソレヲ云フト差押ノ如キハドウゾ
- (栗塚) 執行シナケレバナラン
- (清岡) 佛蘭西ノ立案ニハナカツタノデス
- (南部) ナイカラ存シテ價イテ良カロウト思フ
- (横村) 問フ間ハヌノ話ダネ
- (渡) 問フ方ニシテ宜シイ
- (横村) 問フガ宜カロウ
- (松岡) ソウシヨウ
- (南部) 問フハ宜シイ

本條ハ「合意上」ヲ「約束上」ト改ノ其他草案ニ決ス、尙ホ

抵當ノ種類三種ヲ裁判上ノ抵當ヲ加ヘテ四種トスル南部委員ノ議ハ起草者ニ問フ事ニ決ス

○第一千二百十條朗讀ス

第一款 法律上ノ抵當

第一千二百十條 抵當ハ總テ要約ニ關セス左ノ各人ノ利益ニ於テ當然成立ス

- 第一 婦カ其夫ニ對シテ有スル事アルヘキ總テノ債權ノ爲ノニハ婚姻ノ日ニ於テ現ニ夫ニ屬スル財產ト名義ノ如何ニ拘ハラズ後日之ニ屬スル事アルヘキ財產トテ問ハス夫ノ未成年タルトキト雖モ其夫ノ總テノ不動產ニ對シ婚姻シタル婦ノ利益ニ於テ(第一千二百二十一條第一項、第一千二百三十五條第二號)
- 第二 未脱後見ノ未成年者及ヒ亂心ノ爲ノ裁判上ニテ治産禁ヲ受ケタル者又ハ處刑曾渡ノ効力ニ因リ法律上ニテ治産禁ヲ受

ケタル者ノ其後見人ニ對シテ有スル權ヲノ債權ノ爲ノニハ現在ト將來トヲ問ハス後見人ノ權ヲノ財產ニ對シ此等ノ者ノ利益ニ於テ(第二千二百一十一條第二項、第二千二百三十五條第一號)

第三 行政法ヲ以テ定メタル限度ト條件トニ從ヒ會計役員ノ管理ニ付テハ其會計役員ノ財產ニ對シ國、「デバルトマン」、「コンミューヌ」及ヒ公設所ノ利益ニ於テ(第二千二百一十一條第三項)

又第千八百八十七條及ヒ第千九百九十條ノ明文ニ從ヒ體性シタル先取特權ヨリ生スル抵當ハ之ヲ法律上ノ抵當ト看做ス

(修正案) 第一項 左ノ如ク改ム

左ノ抵當ハ總テノ要約ニ關セス當然成立ス

同條第一號 「爲ノニハ」ヲ「爲ノ」ニト改メ「對シ婚姻シ

タル婚ノ利益ニ於テ」ヲ「付キ有スル抵當」ト改ム

同條第二號 左ノ如ク改ム

未成年者及ヒ治産禁ヲ受ケタル者カ其後見人ニ對シテ有スル權ヲノ債權ノ爲メ現在ニ屬スルト將來ニ得ルトヲ問ハス後見人ノ權ヲノ財產ニ付キ有スル抵當

同條第三號 左ノ如ク改ム

行政法ヲ以テ定メタル限度ト條件トニ從ヒ會計役員ノ管理ニ關シ其吏員ノ財產ニ付キ國府縣町村及ヒ公設所ノ有スル抵當

(元尾崎) 贈カ夫ニ、ハ女房ガ夫ニ金ヲ貸テ居ル事カ

(栗塚) 左様デス

(元尾崎) ソンナ事ガアロウカ、オカシイネ

(松岡) 之ハ未ダ人事編モ定マランガ様ヲ嫌ニヤリ、其時分夫ガ

萬業ヲ皆使ハル、ノダ

(元尾崎) ソレガ債權ニナルカ、夫ノ持テ居ル物ヲ女房ガ使タラ
債權トハ云ヘヌダロウ

(松岡) ダカラ抵當ヲ書入レナケレバナラン

(元尾崎) 有スルモノ、デ宜シイ

(栗塚) ソレデモ宜シイ

(村田) 抵當ト關テ置イテモ宜シイ

(元尾崎) 之ハ會社ガ通入ルノカ

(栗塚) 通入リマセン

(松岡) 構成法デ定マルノダカラネ

(元尾崎) 公設所ト云フノハ何カ分ラン

(栗塚) 分リマセン、去リトテ事柄ハ日本ニモアルノデアリマス
カラ會計吏員デ、即チ勘定方デアリマスネ

(元尾崎) 帳面ノ上下ハ構ハンカ

(栗塚) ソレハ別デス

(松岡) 之ハ宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千二百十一條朗讀ス

第二款 合意上ノ抵當

第千二百十一條 合意上ノ抵當ハ公正證書ノ通常ノ方式ニ從ヒ公
證人ノ面前ニテ爲シタル合意ノミヨリ生スル事ヲ得若シ之ニ違
フトキハ全ク無効トス(第千二百十七條第三項、第千二百二十
七條)

委任者ノ財産ニ對シ抵當ヲ承諾スルノ委任ハ特別ニシテ且右ニ
同シク公證人ノ面前ニテ之ヲ與フル事ヲ要ス又其委任ハ抵當ノ
合意中ニ其要旨ヲ揚クル事ヲ要ス

(修正案) 第一項「面前ニテ」ノ下左ノ如ク改ム

爲シタル約束ニ非サレハ之ヲ設クル事ヲ得ス若シ之ニ違フト
キハ抵當ハ全ク無効ナリ

同條第二項 又ノ上要ス迄チ左ノ如ク改ム

代理人チ以テ抵當ヲ設定スルノ委任ハ特別ニシテ右ニ同シク
公證人ノ面前ニテ之ヲ爲ス事ヲ要ス

(元尾崎) 之ハ原案デ宜サソウデス

(横村) トスデ宜カロウ

(村田) 修正デ宜シイ

(松岡) 登記スル役所ト公證チ契約スル所トニツアリマスカ

(栗原) 左様デス、抵當ニスルニハ公正證書デナケレバナラント
云フ話デアリマス

(松岡) 公正證書ト云フノハ公證人ノ面前デ持イテソレチ以テシ

ナケレバナランカ

(栗原) ソレハ登記役所デスルノデス

(南部) 之ハ登記所ノ手數ガ省ケルノデアリマス

(栗原) 自身ノ財産チ人ニ遺ル事ハ書面ノ作り方ガ六ヶ敷イノデ
ス

(村田) 公證人ノ規則ガ出來レバ大概ヤルダロウ

(元尾崎) ソレハ宜シイカ、コンナ酷イ事ハアリマスマイ

(松岡) 今日ノ登記スラ田舎デハ喧シク言テ溜ラン

(栗原) 喧シクハナイカ、證書ノ粗漏カラ起ルノデス

(元尾崎) ソコマデ往クノハ大變デ、之ハ廣ウデハナイカ

(栗原) 公證人ハドンナ者カ

(元尾崎) 勝手ニサシテ宜シイ

(村田) 公證人規則ハ登記トハ別デス

(南部) 之ハ斯ウナケレバ大變デス

(栗嶽) 公證人チ一切電カヌガ宜イト云フ語デスネ

(松岡) 好キデスル丈ケデ宜シイ

(南部) 今ノ登記ハ登記役所へ雙方出ナケレバナラン殊ニ遠方ノ道ユナツテモ二人出ナケレバナラン之ハ債權者ガ書面ヲ持テ往ケバ出來ル、スレバ契約ヲ確カノルニハ公證人デナケレバナラン、確カノルニハ近邊ニ於テ充分頼ム事モ出來又難義ナル場合ニハ來テ賈フ事モ出來ル公證人ハ役所トハ遠テ自由ニナル、取扱手續モ簡便ニナル譯ケデアリマスカラ、餘程ノ人民ニ便益ヲ與フルモノト思フ却テ公證ヲ止メテ仕舞登記バカリシテハ人民チ遠方へ引出スハ迷惑ト思ヒマス

(松岡) ソレモ公證人ニサセルサセヌノデハナイ公證人ノ手ヲ經タモノハ書面ナラ雙方備ハンデモ宜シイカ、先キニ往テシテ賈へ

バナレドモ出來ルト云へバ調法ト思フガ必ラズ之ニスルハ、エラ過ギルダロウト思フ

(南部) 公正證書デナケレバナランモノト公正證書ノ自由ニ任シタモノトニツアツテ證據ノ原則ヲ指シテアリマスカラソレヲ圖ル如キアレハ格別ダガ今申ス通り裁判所ノ手續ニ於テ却テ現今ノヨリモ簡便ニナルノダカラ良シイ

(松岡) 登記役所デ登記シテ賈へバ今日ノ場合ニ於テ何々事件ハ必ラズ公證人ノ手ヲ經ザルトキハ効力ナイト云フハドウモ、エラ過ギル、

(元尾崎) 現今田舎デハ困テ居ル、公證人ノ面前デ約シテ登記所へ行ノハ面倒デス

(松岡) 登記役所へ直カニ雙方行ク事モ出來ルト便益デス

(南部) ソウハ往カン

(松岡) 必らず公證人ノ前デ作タノデナケレバナラント云フハ窮
屈過ギルネ

(西) 之ハ最モ善シイ

(元尾崎) 公證人ニヤラセルハ便利ト云フ南部サンノ説ダガ公證
人ガ澤山届レバ宜シイガネ田舎ニハソウハ届ラヌカラ、登記スレ
バ宜シイデハナイカ窮屈ニスルニハ及バヌ

(栗塚) 窮屈ト云フ事ハナイ

(元尾崎) 松岡サンノ言フ如ク何方等モ出來ルトスルナラ便利デ
ス

(南部) ソウスルト有式契約ガ無クナツテ仕舞法律ヲ設ケルニハ
筋ヲ立ナケレバナラン

(村田) 賛成者ガナイカラ、修正デ置イテ、先キへ行キマシヨウ

(栗塚) 原則ガ立タヌ、カラネ

(北島) 原則ノ爲ノ人間ガ生テ居ルノデハナイ人間ノ爲ノニ法律
ガ必要ナノダカラ

(元尾崎) 勝手ニスルモ差支ヘナイト云フノデ、手數爲度ト思フ
者ニハ爲シテ宜シイ又之ハ抵當ヲ取テ置イテモ、ソウ云フ氣遣ヒ
ハナイト思ヘバソレデ宜シイ自由ニ任カシテ宜シイ

(栗塚) ソウ云フト贈與モ公證人ノ手ヲ經ルニハ及バヌト云フヨ
ウニナル

(横村) 左程ノ事ハナイ

(清岡) 之ハ組立ハ斯ウシナケレバナラシヨウ

(渡) 組織上カラ來ルト仕方ガナイ

(元尾崎) 仕方ガナイト云フ事ハナイ

(栗塚) 實際ノ便宜ハ、斯ウ云フ事デスネ、公證人ノ面前デ書前
ヲ持ヘテ置ケバ後デ訴ヘテ起スニモ及バヌ、ソコデ登記シテ置ク

ソレヲ爲サズニ償價ケバー且訴ヘナケレバナラン、初ノニ其便益
ガアルノデス

(元尾崎) ソレハ其人ノ勝手デス

(栗塚) ソレヨリ初ノカラ公證人デ定ノタラ便利デシヨウ

(松岡) 公證人デナケレバナラント云フト不便益デアリマス、自
由ニ任カシタラ便益ダロウ

(栗塚) 國民ノ多數ヲ見ルニ字ノ書ケル人ト書ケヌ人ト比較シタ
ラ何方カ

(松岡) 後ニ効力ガアルカラ都合デ好キシテ宜シイ

(元尾崎) 東轉スルニハ及バヌ

(松岡) 兎モ角モ今ノ登記法ノ行ハレ、公證人ノ手ヲ經テアレバ
ソレモ往クハ便利デシヨウ

(南部) ソレハ當座ノ考ヘデス

(西) 先キヘ往キマシヨウ

(元尾崎) 少数カ

(村田) 少数々々、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千二百十二條朗讀ス

第千二百十二條 日本ニ存在スル財産ニ關シ外國ニ於テ爲シタル
抵當ノ合意ハ此種類ノ所爲ノ爲ノ外國ニ於テ用ユル方式ニ從ヒ
日本人ノ間ニ之ヲ爲シタルトキハ其効ヲ生スル事ヲ得然レトモ
第千二百十九條及ヒ第千二百二十四條以下ニ定ノタル條件ヲ遵
守スルニ非サレハ右ノ合意ニ依リ日本ニ於テ其記入ヲ爲ス事ヲ
得ス(第千二百二十八條)

(修正按) 「日本人ノ間ニ」迄ヲ左ノ如ク改ム

日本ニ存在スル財産ニ關シ外國ニ於テ爲シタル抵當ノ約束ハ此

種類ノ行爲ノ爲ノ外國ニ於テ用ユル方式ニ從ヒ

(北島) 此間カラ帝國ト關テ之ニ日本ト云フハオカシイ、一定ニシナケレバナラン

(栗塚) 外國デ爲タ抵當ト云フノダカラ

(北島) ソンナラ内國トシナケレバナラン、尤モ此所バカリ修正シテモ往カヌ一般ニシタイ

(村田) 内國位ヒニシテ宜シイ

(南部) 然レトモ千二百十九條デスネ、方式ニ定メタル云々ト方式ニ依テモ矢張り此方等へ書カナケレバナランカ

(栗塚) 之ハソウデス

(松岡) 登記簿ニ記入ガナケレバ設立マセン

(栗塚) 公正證書デ無クトモ公正證書見タイナ事チスレバ宜シイ併シ此方へハ記入シテ置カナケレバナラント云フノデス

(横村) 之ハ宜シイ、先へ往キマシヨウ

(元尾崎) 宜シイ往キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千二百十三條朗讀ス

第千二百十三條 抵當設定ノ證書ニハ義務ノ擔保ニ供シタル不動産ヲ其本質及ヒ所在ニ因テ特ニ指示スル事ヲ要ス(第千二百二十九條第一項)

若シ抵當ノ設定カ債務者ノ現在ノ各不動産ヲ特ニ指示セスシテ其不動産ノ全部又ハ一分ヲ包含スルトキハ債務者ノ請求ニ因リ債權ノ擔保ニ必要ナルモノニ其抵當ノ設定ヲ減少スル事ヲ得(同上)

債務者ノ將來ノ財産ニ對スル一般又ハ特別ノ抵當ノ設定ハ全部ニ付キ無効タリ(第千二百二十九條第二項)

(修正按) 第一項「供シ」ヲ「充テ」ト改ム

同條第二項 「其抵當ノ設定」ヲ「其抵當チ」ト改ム

同條第三項 「對スル」ヲ「付テハ」ト改メ「全部ニ付キ」ノ
五字ヲ刪ル

(元尾崎) 其性質及ヒ詳細ニト云フハドウ云フ事カ性質ト詳細ニ
ヤツテ置ケト云フノカ

(栗塚) 左様デス詳細ニヤツテ不動産ヲ指示セヨト云フノデアリ
マス

(松岡) 何所ソコニ在タ島山ト云フ事ダ

(元尾崎) 親父ガ死ダラ地面ハ己レノ物ダカラ抵當ニシヨウト云
フ事ダネ、コンナ事ヲ聞ハントモ良サ、ウナモノデス、乃チ第二
項公證セヨト云フ事ハ債權者ノ承諾ガナクツテモ良シイカ

(南部) ナケレバナリマセン

(元尾崎) 之デハ債務者ガ勝手ニ出來ルヨウ思ヒハセンカ

(村田) 債權者ハ聞ハントキハ出來ヨウハナイ

(南部) 請求ト云フノハ裁判デスヨ裁判シテヤル其命令ニ依テ行
クノデス

(元尾崎) 酷イネ、壹萬圓ト債務者ガ云テモ案外五、六千圓シカ
ナイト見込テ居ルカモ知レン

(村田) 斯ウ云フモノガアルカモ知レン

(清岡) 出來ナイ話デス

(南部) 債權者承知シヤセン

(橋村) 之ハ宜カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第千二百十四條朗讀ス

第千二百十四條 合意上ノ抵當ノ設定證書ニハ右ノ外義務ノ原由、

態様及ヒ主タルト從タルトヲ間ハス義務ノ目的物ヲ明カニ指示
スル事ヲ要ス

目的物カ直接ニ金額タラサルトキハ金額ヲ以テ之ヲ評價スヘシ
然レトモ此終ノ條件ハ第一千二百二十六條ニ記載スル如ク記入ニ
於テノミ之ヲ履行スル事ヲ得（第二千三百三十二條）

（修正案） 第一項「義務ノ目的物」ヲ「其目的」ト改ム

同條第二項 「目的物」ヲ「義務ノ目的」ト改メ「此終ノ條件
ヲ「其評價」ト改メ「記入ニ於テノミ之ヲ履行スル事ヲ得」
ヲ「記入ノ場合ニ於テモ亦之ヲ爲ス事ヲ得」ト改ム

（果振） ソレカラ次ノ條ハ起業者ニ問フテ本文ヲ改メヨウト云フ
ノデスカラ姑ク擱キテ願ヒマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第一千二百十六條朗讀ス

第一千二百十六條 未成年者、禁治産者及ヒ失踪者ノ財産ハ第一編
ニ定メタル原由ノ爲メ同編ニ定メタル方式ヲ以テスルニ非サレ
ハ其代人ニ於テ之ヲ抵當ト爲ス事ヲ得ス（第二千二百二十六條）
商ヲ爲ス事ヲ許サレタル既脱後見ノ未成年者及ヒ婚姻シタル婦
ニ於テ抵當ヲ設定スルノ能力ハ商法ニ之ヲ規定ス（佛商第六條
第七條）

（修正案） 第一項「ノ爲メ同編ニ定メタル」ノ十字ヲ刪リ「方
式ヲ以テスルニ」ヲ「且方式ニ依ルニ」ト改ム

同條第二項 抵當ノ上チ左ノ如ク改ム
既脱後見ノ未成年者及ヒ婦ニシテ商業ヲ爲ス事ヲ許サレタル
者ノ

（元尾崎） 商ヒチ爲ス事ヲ許サレタルカ

（果振） 之ハ刪タノデス